

## 平成29年第1回関川村議会定例会会議録（第1号）

### ○議事日程

平成29年3月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議会活性化対策調査特別委員会委員長報告
- 第 6 議案第 3号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
- 第 7 議案第 4号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 関川村水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 関川村簡易水道条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第9号）
- 第17 議案第14号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第15号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第16号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第17号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第18号 平成28年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第19号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第20号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第21号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第22号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第26 議案第23号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 第27 議案第24号 平成29年度関川村一般会計予算

- 第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
  - 第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
  - 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度関川村介護保険事業特別会計予算
  - 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度関川村有温泉特別会計予算
  - 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度関川村宅地等造成特別会計予算
  - 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度関川村簡易水道特別会計予算
  - 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度関川村公共下水道事業特別会計予算
  - 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
  - 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度関川村水道事業会計予算
- 

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議会活性化対策調査特別委員会委員長報告
- 第 6 議案第 3 号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
- 第 7 議案第 4 号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 7 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 8 号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 9 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 1 0 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 1 1 号 関川村水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 1 2 号 関川村簡易水道条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度関川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 第20 議案第17号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 第21 議案第18号 平成28年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）  
 第22 議案第19号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）  
 第23 議案第20号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
 第24 議案第21号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 第25 議案第22号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
 第26 議案第23号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤		仁	君	4番	加	藤	和	泰	君	
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君	
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君	

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長		平	田	大	六	君
副村長		佐	藤	忠	良	君
教育長		佐	藤	修	一	君
総務課長		加	藤	善	彦	君
税務会計課長		井	上	広	栄	君
住民福祉課長		中	束	正	子	君
農林観光課長		伊	藤		隆	君
建設環境課長		高	橋	賢	吉	君
教育課長		稲	家		誠	君
農林観光課参事		板	越	昌	生	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成29年第1回関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、伝 信男さん、10番、平田 広さんを指名します。

---

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期の日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る2月28日、平成29年第1回定例会の運営について、役場第2会議室において、委員及び議長、議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催しました。その協議結果について報告します。

最初に、会期については本日3月9日木曜日から6月7日水曜日までの91日間とし、審議日程についてはお手元に配付の日割表（案）のとおりであります。

まず、本日、会期の決定後、諸般の報告、村長の施政方針説明、一般質問を行います。

10日金曜日は引き続き本会議を開催し、各議案の上程を行います。

なお、平成29年度各会計の当初予算（案）については、予算審査特別委員会を設置し審議を行います。

13日月曜日は各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。その後、15日水曜日まで予

算審査特別委員会の各分科会を開催し、付託議案の分割審査を行います。

16日木曜日、17日金曜日は議案調整及び各委員長の事務整理日とし、休会とします。

21日火曜日は午後2時から予算審査特別委員会を開催します。午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決します。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。

議案第3号は、し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更案件です。提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第4号から議案第12号は、条例の一部改正案件です。議案第4号は、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。議案第5号から議案第7号は、一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。議案第8号は、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。議案第9号は、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。議案第10号から議案第12号は、一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第13号から議案第21号は、補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第22号及び23号は、辺地計画と過疎地域自立促進計画の変更案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第24号から議案第34号は、平成29年度各会計の当初予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、その後、9人で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託します。提案理由の詳細説明は予算審査特別委員会において求めます。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は2月23日正午で締め切り、6名の方が本定例会で質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、閉会前までに受理されたものは本定例会中の所管常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきまして、本定例会後、派遣が必要なものは21日に議長提案とします。

以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月7日までの91日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月7日までの91日間に決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長(近 良平君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶と施政方針について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長(平田大六君) おはようございます。

本日、平成29年第1回村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用のところをご出席いただき、まことにありがとうございました。

本定例会に提案いたします議案は、事務委託に関する規約の変更1件、平成28年度の各会計補正予算9件、条例の改正9件、過疎地域自立促進計画の変更案件1件、辺地総合整備計画の変更案件1件、平成29年度の各会計当初予算案件11件、合わせて32案件であります。

追って上程されました際に詳細にご説明申し上げますので、慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたしまして、招集のご挨拶にさせていただきます。

次に、平成29年度の施政方針をご説明いたします。

関川村議会3月定例会に際し、平成29年度の各会計予算案を初め諸議案を審議していただくに当たりまして、村政運営について私の所信の一端を述べ、議員各位並びに村民の皆さんのご理解とご協力をお願いするものであります。

昨年11月28日の夕方にもたらされました村内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生したという情報は、極めて深刻なものであります。緊急対策は新潟県が主体となって対応することになっておりますが、村としてもあらかじめ定めてありますマニュアルに従い、全職員、24時間態勢でその対策に当たりました。昨年国内初の発生であったため、メディアはこぞって関川村の状況を連日報道し、これによる風評被害があった一方で、物心両面でご支援をしたいという声もいただき、感激したところであります。この広く知られたマイナスイメージを、今後どのようにプラスに変えていけるかを検討したいと思います。

本年は我が国にとりまして節目となることが幾つかあります。明治維新から数えて150年、そして昭和22年(1947年)5月3日に施行された日本国憲法と地方自治法が70年を迎えます。

同じように、関川村にとっても本年は幾つもの記念すべき年であります。

まず、昭和42年（1967年）8月28日に発生した羽越水害から本年で50年になります。それと同じ程度の被害があったとされる宝暦7年（1757年）の水害からも260年、さらにさかのぼれば岩船地域一帯が大洪水に見舞われたという享保2年（1717年）から300年目に当たります。これについて、国土交通省が中心となりまして、新潟県、それに荒川沿川の市町村が構成員となって荒川水系の羽越水害50年記念事業実行委員会を立ち上げ、数多くの事業を計画しております。

村の文化的シンボルである渡辺家についても記念すべき年となっております。渡辺家初代・儀右衛門が下関に定住地を構えたのは寛文7年（1667年）とされ、350年が経過します。さらに、火災で焼失して再建された現在の建物の上棟は文化14年（1817年）でありまして、200年となります。その管理を目的に設立された、現在は「公益財団法人」となっております「国指定重要文化財渡辺家保存会」は、「財団法人」として昭和42年（1967年）に設立され、本年で50年となります。

次に、一昨年の正月早々から県内紙で報道されまして注目されました、本年1月に開催された教育懇談会でもテーマとなった学制改革の実験校「関谷学園」は、県内から大きな反響を呼びました。それらによって我が国の6・3・3制学制改革が実施されましたが、今の小学校・中学校制度が発足したのは昭和22年（1947年）4月であります。村では5月1日関谷中学校と土沢分校、女川中学校（川北校舎）と女川分校が発足しました。それから数えると70年になります。

そのほかといたしまして、「ゆ〜む」がオープンしてから20年になるなど、関川村は幾つもの節目を迎えますので、それぞれのことについて認識を新たに、今後の村政に反映させたいと思いません。

国内の情勢であります。我が国は今、急速に進む人口減少問題に直面しております。また、地方から東京圏への人口集中にも歯どめがかからない状況にあります。

1月31日、総務省が公表いたしました住民基本台帳に基づく今年の人口移動は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との4都県を範囲とする東京圏は依然として転入者が転出者を上回っている一方で、新潟県は6,000人を超える転出超過の状況にあります。

総理大臣安部首相は1月20日、衆参両議院で施政方針演説を行いました。その中の「地方創生」の項目では次のように述べております。

「地方には、それぞれの魅力、観光資源、ふるさと名物があり、それを最大限生かすことで、過疎化という『壁』も必ずや打ち破ることができるはず。自分たちの未来を自らの創意工夫と努力で切り拓く、故郷（ふるさと）への情熱を持って地方創生にチャレンジする地方の皆さんを全力で応援する。」

このように、地域資源を活用した活性化対策は私たちが考えることと同じ方向にあり、意を強くしたところであります。

平成28年度から実施いたしました計画的な村行政の指針となる第6次関川村総合計画は、今年の

3月定例村議会で議決をいただきました。また、「総合戦略」も同じ時期に決定しましたが、それぞれ毎年進行管理を行い、必要によって見直ししながら、着実に政策が進展するように努める決意であります。

平成29年度の政府予算案は現在国会で審議中であります。一般会計総額は97兆円余りとなり、一億総活躍社会の実現を柱に、積極的に人口減少対策を推進するとしています。

これに関連して政府は2月7日に、地方自治体全体の収支の見通しを示す平成29年度の地方財政計画を国会に提出しました。この地方財政計画は、国の地方対策の指針を定め、その上、地方の財政運営が安定的に行えるように一般財源総額を確保するためのものです。計画の規模は前年度を1.0%程度上回る86兆6,000億円となり、そのうち地方の一般財源総額についても約4,000億円増額し、62兆803億円と過去最高額を確保したとしています。自主財源が少なく地方交付税などに頼っている我が村に国の政策がどのように影響してくるのか、注目してまいります。

なお、村財政での将来的な課題は、財源が年々厳しくなることからであります。税収の減少に加え、人口減少などに伴う地方交付税の減収がこれからも進行することです。このままでは現在の行政水準を確保することすら厳しいものがあると認識しています。

そのため、人口減少の抑制、雇用の確保、課税対象の増加対策、財産収入などその他の収入の確保などが喫緊の課題となっています。理事者としてその対応を考えることは当然のことですが、議会の皆さん、そして村民の皆さんにも実態を知っていただくこととともに、ご理解いただきたいと思っております。

以下、これらを踏まえた平成29年度の行政の考え方について、総合計画の区分によって説明をいたします。

まず、住みよい暮らしづくりについてであります。

高齢化が急速に進行する村にあつては、地域内の諸団体との協働に期待するところが大きくなっています。集落やコミュニティ組織の重要性は一層増しており、そのためにも、それぞれの組織が自主性のもとに円滑に運営ができますよう、村として多面的に支援し、ともに発展を目指します。

キラリと光る地域活性化事業は、村民の皆さんやグループの自発的な提案を実現するものとして取り組み、さまざまな効果が期待されるとともに、問題点の指摘もありますので、それらを改善しながら総額を減らして継続いたします。

路線バスとJR東日本の米坂線は村内公共交通の基幹であり、一層利用しやすくなるよう沿線市町村や関係会社と協議を重ね、将来とも存続することと利便性の向上に努めます。なお、定期路線バスは毎年補助金を交付して維持していますが、さらに高齢者対策の一環として、また利用者の増加に期待し、一律料金制度の導入をしたいと考えています。その可能性を含めて関係会社などと協議し、それが整った時点で導入することにしたいと思っております。



村内の家庭から出るごみについて、収集は村で行いますものの、焼却処理は村上市の施設に委託しています。毎年申し上げていますように、関川村の住民1人当たりの年間ごみ排出量は、県内30市町村中3番目に少なく、村民の皆さんの減量努力に感謝しているところであります。

災害対策基本法に基づいて定めております「関川村地域防災計画」について、今の現計画が策定以来年数を経過し、実態にそぐわない部分もあるために改定作業を進めています。委託した専門業者から間もなく報告されることになっており、それを受けて関川村防災会議を招集して審議いただき、決定させていただきます。

防災は、自助・共助が重要であります。集落単位の自主防災会は現在35集落で組織され、人口割合では83%以上になっています。去年は関川村自主防災会連絡協議会と村により、全村の防災訓練を実施したところであります。この反省と検証をもとに、中心の会場を移動しながら隔年で訓練を実施することにしています。本年の実施計画はありませんが、来年に向けた取り組みが必要であります。あわせて、各自主防災会に複数の防災士の配置を目指しており、資格の取得を支援するとともに、自主防災会それぞれで行う避難訓練や装備の充実をも支援し、防災意識の高揚に努めます。

交通事故は、全国的に件数、死亡者数ともに年々減少しています。村内の運転免許保有者は約7割でありまして、高齢者の免許保有者が多いことから高齢者がかかわる交通事故が社会問題になっています。国では道路交通法の改正を行い、高齢者の運転免許の条件を厳しくすることにしました。また、交通事故の防止は啓発が重要であります。交通安全協会など関係団体とも連携いたしまして、一層活動を推進いたします。

国道113号に沿って進められております地域高規格道路新潟山形南部連絡道路は、「鷹ノ巣道路」の関係予算が順調に確保され、大きく進展するものと期待しています。さらに金丸から小国町の中心部までの12キロは「小国道路」として事業が計画されていますが、早期着手となるよう沿線市町村と連携して国に要望してまいります。

県管理の国道290号の改良工事については、国道113号への接続部分の工事などが進展し、間もなく竣工するものと思います。その竣工を待って、高田橋以北の既定路線の整備を促進するよう県に対して要望を重ね、実現に努めます。

村道整備と改修につきましては、各集落からたくさんの要望をいただいています。財源の確保に努めながら、緊急度を確かめつつ対応してまいります。村内の除雪状況は村外からも高い評価を得ていますが、昭和50年代、1975年代に他の市町村に先駆けて導入を始めました消雪パイプは、その延長が50キロメートルにも及び、しかも老朽化が急速に進行していますので、引き続き年次計画で更新に努めます。

自分の住むふるさとに誇りと自信を持つことは、心の豊かさを保つ大切な要素であると思います。それには、先人が守ってきた自然環境を保全し、これまで培われてきた歴史や文化を一層大切にし

なければなりません。

昭和63年（1988年）から始まった「大したもん蛇まつり」は、国土交通省主催の「平成28年度手づくり郷土（ふるさと）賞」で全国20団体に選ばれ、去る2月の表彰式で受賞いたしました。本年で30回を数えるこのまつりにつきまして、その開催意義を原点に返って認識し、村内54集落にお願ひして制作している第9代目の大蛇を活用しながら継続してまいります。

全国のすぐれた自然環境の地で開催されてきた全国ホテル研究会の全国大会について、第50回の本年は6月30日から3日間、関川村を会場に開催されることになりました。既に実行委員会を立ち上げ、その準備を進めています。

次に、産業の振興についてであります。

国の地方創生の目標の大きな一つは、雇用創出であります。地方への移住希望者が増加傾向を示している中で、最も多い問い合わせは「働く場があるかどうか」ということであります。若い人たちが村内に定着していただくにも、働く場を準備することが重要な要素の一つであります。雇用動向が改善しているとはいえ、雇用条件がよく、期待される仕事内容の企業立地は容易ではありません。

村内の産業間の連携も重要であります。村内には、農協の支店、商工会、観光協会、温泉旅館組合、その他多くの経済関係の任意団体があります。6次産業化の促進、相互協力による売れる産物などの開発、村外企業との関係強化、地産地消の推進などに支援したいと考えております。

村内資源の活用では、農林業の生産物及びその加工、再生可能エネルギーの利用、また人的資源の活用など、仕事づくりとして可能な資源がたくさんあります。その中でも再生可能エネルギーの活用は、国内の大きな潮流となっております。

足かけ5年になる木質バイオマス発電事業の導入は、雇用創出と林業振興、関連産業への波及効果を目的にしております。県北の林業関係者から大きな期待が寄せられております。現在、事業主体となる株式会社パワープラント関川において条件整備を進めているところでありますが、全ての資金を外部に求めていることもあって、資金提供者の意向に沿って対応しなければなりません。このようなことから、本当に資金提供があるのか、導入される機械の性能などが信頼できるのか、村民への説明がないというような声をたくさん頂戴しております。その結果といたしまして、議会開催ごとに一般質問のテーマとなりまして、また一部の村民から住民監査請求、そして住民訴訟へ進んでいることもあります。これらに至っていることにつきましては私の不徳のいたすところでありまして、いつときも早く払拭できるように努めているところであります。

なお、事業推進の大きな条件であります木材の確保、国の事業認定など、資金を除く条件の整備はほぼ終わっておりますとともに、資金についても間もなく実現の見通しであります。それらを待つて村民の皆さんに事業の概要と今後の見通しについて説明したいと考えております。事業実現の暁

には、村の発展に大きく貢献するものと期待いたしているところでもあります。

次に、村の農業の基幹である稲作について申し上げます。

国は平成30年産から国による生産数量目標の配分を廃止いたしますが、価格の維持のためにはこれまでの枠組みを維持することが不可欠だと思います。県を初め市町村の農業再生協議会は存続しますので、方針作成者の中心である農協組織、新潟県などと協力いたしまして、村内の農家にとって有利になるよう取り組みたいと思います。

村内の農業は、生産性が低く、米以外の作物に取り組むことにも課題が多いこともありまして、どのようにしたら農業所得を高めることができるのを真剣に考えなければなりません。それが後継者対策にもつながると思います。

県営事業といたしまして進めている女川左岸地域約250ヘクタール、そのうち面工事が190ヘクタールという基盤整備事業は5カ年で完成させたいとしており、平成29年度は38ヘクタールの工事を実施する計画であります。村でも財源の一部を負担しており、土地改良区が主体となって取り組んでおりまして、早期完成に期待をしております。

我が国の山林は、戦後に植林された人工林の半数が本格的な利用期を迎え、その利用が課題となっています。村内には約6,500ヘクタールの民有林があります。森林は適度の更新によって活力を再生させます。そのためにも、村が筆頭出資者となっております関川村森林組合を中心に、村有林を含めて山林の手入れを進めてきています。今後も林道整備を初め一層村内林業の振興を図ります。また、県営岩船東部線林道整備事業は、いよいよ工事に着手する見通しとなっております。一方、林業振興につながる不明確な境界の確定をしようと進めております国土調査事業について、本年は川北地区で実施いたします。

関川村商工会は昭和36年（1951年）2月に設立されて以来56年、商工業者の経営指導や商工観光分野での村の活性化に尽力していただいています。しかし、事業者の減少が村の産業の衰退につながっており、今こそ商工会、観光協会、温泉旅館組合など関係団体、それに農業関係団体の連携が重要であると認識しており、そのためにも道の駅エリアを防災機能や村の産業拠点などに整備する必要があります。

政府は、外国からの観光客、インバウンドといますが、この観光客を一層増加させる目標を掲げております。村としても、その誘客対策や施設の見直しと集約など、実施できるものは早期に取り組みます。

わかぶな高原スキー場について、今シーズンも昨年同様にオープンがずれ込み1月13日になってしまい、大幅に入れ込み客数が減少しています。スキー場は村の冬の観光には欠かせない施設であり、引き続き老朽化する施設の計画的な改修を行うとともに、運営会社であります株式会社わかぶな高原への支援を行います。また、地元から賃貸借しているスキー場用地の貸借期限が本年の6月

であることから、一昨年から地権者との話し合いを進めておりまして、ご理解とご協力もいただきながら一層の発展に期待をいたしております。

次に、交流から定住へ促進するための施策であります。

昭和58年（1983年）4月に事業を開始いたしました「いで湯の関川ふる里会」は、本年が35年目となります。30年以上も継続して会員になっていただいている40名を超える方々には大変感謝しております。去る2月下旬には、東京におきまして盛大に交流会を催しました。関川村のファンクラブでもあります「いで湯の関川ふる里会」の会員の皆さんには、「ふるさと納税」、このことにつきましても大きく貢献していただいております、同時期に発足した首都圏在住関川村人会とともに大切な村の財産であります。

また、10年以上の交流の歴史があります「国際ボランティア学生協会（IVUSA）」からは、毎年数回のボランティア活動をしてもらっております。村の活性化のために継続してさらなる交流をお願いしたいと思っております。

配偶者対策は、それぞれ個人の人生にかかわることでもありまして、短期間に大きな効果を上げることは難しいのが現状であります。村としても出会いの機会をふやすことなどに努めてまいります。

次に、教育についてであります。

教育委員会制度の改革とともに制度化されました「総合教育会議」は、村長と教育委員会で構成されまして、村の教育に関する大綱の策定、教育環境整備など重点的に構図べき措置について協議し調整する場です。去る2月28日に平成29年度の教育方針となります「関川教育構想2017」を協議しております。「ふるさと関川村を愛し、誇り、発展させるひとづくり」を副題とした構想は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校・地域の教育力を高める」「3. 安心して学べる環境を整える」、そして「4. 地域に豊かな学びを創る」という大きな柱を立てまして、具体的な目標を掲げ、それに従って施策を進めてまいります。

なお、村内の小学校と中学校は、それぞれ教職員、保護者、地域の皆さんの連携と協力によりまして、円滑に運営されていると感じております。しかし、児童数の減少に伴って教員数の減少もありますため、村では他の自治体より児童数に比較して多い教員補助員を確保して、授業内容の充実に努めますとともに、ICT活用教育の先進地として知られるようになりましたので、小学校と中学校一貫した取り組みを進めております。

村民の皆さんの生きがい対策に果たす生涯学習は重要でありまして、世代間交流や生きがいを醸成する役割も期待されますので、これまでどおり各種の講座や地域学習を通じまして村の文化やよさを理解いただきながら、生きがいを持った生活ができるようその一助にしたいと思います。

保護者負担の軽減についてであります。村では他に先駆けて高校卒業までの医療費支援をしてい

るほか、保育料の軽減、不妊治療に対する助成、高校通学定期券購入費の補助、学校給食費の助成、大学生への奨学金制度を村内定住につながる場合には一部返還免除する制度も導入しております。

子育てには、保護者負担の軽減のほか、育児支援、相談業務、仕事と生活の調和、労働と家庭のバランスなどの課題もあり、国や県との連携により充実させていきたいと考えております。

次に、福祉と健康づくりについてであります。

本年は介護保険法が設立して20年を迎える節目の年であります。終戦後の昭和22年4月から25年3月までに生れたいわゆる「団塊の世代」が平成37年には75歳以上の後期高齢者となりまして、「2025年問題」と呼ばれ、大きな課題になっております。昨年1年間に生まれた人の数が100万人程度であるのに対し、団塊の世代は1年間に270万人近い出生数でした。それが医療・介護・年金・生活支援などで大きな問題になることが明らかであります。関川村のような小規模自治体であっても、必要な対応はしなければなりません。それにはまず、健康年齢を延ばすことが肝要であります。

地域包括支援センターは、介護などについて最初に相談にあずかる重要な業務を担当しておりまして、年々業務量が増大し、またその内容も専門化、複雑化してきております。

社会福祉政策では「共助・公助」という考え方を基本であります。共助では、集落、コミュニティ組織の取り組みとともに、社会福祉協議会との連携が重要であります。そこで、村の福祉の拠点を新たに整備することにいたしまして、昨年取得した村民会館脇の用地の一角に、木造平家建ての新施設を建設することにしました。既に実施設計を委託して進めておりまして、準備ができ次第、工事に着手いたします。

健康づくり運動は、その指針であります「健康せきかわ21」に沿って事業を実施しています。中でも村民の意識高揚が重要でありまして、村民挙げて健康づくりができる機運を一層高め、早期発見、早期治療となるよう、関係諸団体や行政機関とも連携し、予防活動を進めてまいります。

医療の確保では、関川診療所の維持と地域内の開業医の先生からご協力を得て、また県立坂町病院、厚生連村上総合病院などとも連携しながら、その充実に向けています。昨年締結いたしました新潟リハビリテーション大学との包括的な協定について、これを有効に活用し村の福祉や健康づくりの課題解決に役立てます。

次に、行財政の運営についてであります。

岩船圏域はもちろん、近隣市町村とは文化・経済・社会などあらゆる分野で協力関係にあります。共通の事務を共同で処理することや、さまざまな課題に対し一緒に対応する組織などへの参加も、村を維持し発展させるためには必要条件であります。

行政運営の基本の一つは、日々効率的な改善に努めることでもあります。市町村合併に加わらず自立する方針を決めて以来14年、幹部職員の定年退職や事務量の増加などもあり、より一層の計画的

な人事行政が必要であります。

また、各セクションの機能を強化することも重要でありまして、そのためには職員一人一人の能力を高める必要があります。村内外の動向に関する情報を共有し、職場内外での研修の機会をふやし、自己啓発の機運を一層高めてまいります。

なお、県との職員の人事交流は、今後も継続して実施し、職員の資質向上に役立ててまいります。

今後とも、直接行政事務に携わる職員の健康保持とモチベーションの高揚にも配慮し、効率的な行政の推進に努めます。

最後に、「平成29年度の各会計の予算」についてであります。

以上申し述べました施政方針に基づいて、平成29年度の予算を編成いたしました。一般会計は49億1,300万円となり、前年度に比べ4,900万円、1.0%減少しております。財源は地方交付税などまだ一部見通せないものもあり、とりあえず財政調整基金の取り崩しを計上したほか、特定目的基金からの繰り入れで賄っています。

一般会計と9特別会計を合わせますと、前年度とほぼ同程度の74億3,480万円となりました。また、公営企業である水道事業会計につきましても、最低限必要な予算措置をしております。

結びに当たりまして、先人が築き上げた歴史と伝統を大切にいたしまして、関川村を発展させて後世に伝えていくため、村政の責任者として一生懸命に努力する覚悟であります。

村議会初め村民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、平成29年度の施政方針説明とさせていただきます。ご清聴くださいましてありがとうございます。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の定例会招集挨拶と施政方針を終わります。

休憩します。11時10分まで。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許します。

初めに、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） おはようございます。3番、小澤です。今回私は、安心して暮らせる関川村の高齢化社会に向けての取り組みということで一般質問をさせていただきます。

関川村の高齢化率、65歳以上ですが、平成29年2月1日現在の住民基本台帳で人口5,898人に対し

38.9%、2,296人となっております。この中で運転免許の保有人数は574人で、保有率でいいますと25%にはなるんですが、二輪車のみの運転免許保有者ですとか、高齢化に伴い既にもう運転はされていないんですが免許を保有しているという人もおられるかと思います。そういうことを考慮いたしますと、自力で移動できる方というのはもっとも少なくなってくるのではないだろうかということが推察されます。

去る28年5月に村内の下関地区にあります商業施設が閉店をし、買い物が困難な村民が多く見られるという声もたくさん聞こえてまいります。移送の課題を解決するためにも早急な施策が必要なのではなかろうかと考えますが、この点について村長のお考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 小澤 仁議員の高齢化社会に向けた村の取り組みについてお答えをいたします。

高齢化社会の進行は全国的な流れであります。村は全国に先駆けて急速に進行しておりまして、みずから運転して買い物に出かけることができない高齢者の方々も年々増加しております。議員ご指摘のとおりであります。この対策の一つといたしまして、村では平成27年度にデマンドタクシーの実証実験を行いました。これは、利用状況の確認と、村内のタクシー会社に事業を委託しても成り立つかどうかというようなことを確認するのが目的でありました。実証実験はバス路線のない九ヶ谷、女川、七ヶ谷の3地区で半年間行いました。実証実験でありますから、目的地を通院に限定しましたことや利用時間を制約したこともありまして、利用率は高くありませんでした。

そんなことで、タクシー会社2社、台数にいたしまして五、六台程度であれば運行が可能でありましたが、これを全村に広げまして利用時間の制約をなくしていった場合、現在の台数では難しいということがわかりました。さらに、村外への通院や買い物への対応になりますと、なお難しい状況にあることを確認しております。

次に、財源の問題もあります。デマンドタクシーは利用者のその直接の家の付近から目的地まで利用できますが、料金が安価であるという魅力がありますが、そのためにはかなりの公費負担が伴います。実証実験では1回500円という料金設定をいたしまして、本来のタクシー代金との差額を村が負担しました。このときにはたまたま活用できる国の交付金がありましたので村の負担はそれほどではありませんでしたが、本格導入となりますと、財源の確保からまず考えなければなりません。

さらに、本格的に実施することになりますと、路線バスとの兼ね合いをどうするかも検討する必要が出てまいります。路線バスをデマンドに変えた場合、小中学校の児童生徒の足の確保が課題となります。

いずれにいたしましても交通の問題は喫緊の課題でありまして、財源の問題なども含めて総合的に検討したいと思っております。

なお、路線バスの利用率が低い原因は、運行ダイヤや路線経路、利用料金などの問題もあるのでないかと思います。そこで、村内の路線バスにつきまして、どこで乗り降りしてもどの区間を乗っても料金が同じで、しかも低料金とすれば利用者は増加するものと思われまます。村上市内までの路線、坂町方面への路線につきましても同様にしたいのでありますが、村上市との調整が必要であり、また制度的な制約などから、まずは村内路線から取り組んでみたいと考えております。

先ほどの施政方針でも述べましたように、関係方面との調整を進めまして、条件が整えば年内にも実施したいという考えであります。公共交通を維持し村民の利便性を確保していくためには、何よりも多くの方々に利用していただくことが極めて重要であります。今後とも利用環境の改善や効率的な運行につきましても検討を進めたいと思います。ご提案いただきましてありがとうございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

平成27年度に行われた関川村デマンドタクシーの実証実験の結果は私も総務課のほうにお願いして頂戴してありますが、まずこのときの検証を、今ほど村長がおっしゃられた医療機関限定、それからルート限定だけでなく、私を感じた中で告知の仕方というところも1つあったのではなかろうかなというところが1つ感じました。それとタクシーの台数の制限、これによって、全村に広めていったときに村内のタクシー業者で賄えるかどうかというところなんですけれども、例えば胎内市の乗合タクシー、それから今は村上市も乗合タクシーを始めております。胎内市では平成21年より実施し、足かけ8年を経過した中で、いろんなノウハウですとか問題点の解決策なんかもあるというふうに聞いていますので、例えば近隣の自治体のそういったところを参考にされるとか、実際にそちらに出向いて担当の方のほうからいろいろと考察をしていただくとか、例えば原資の問題でも、胎内市に関しては、平成27年度に関しては9割ですね、国、県からの国庫補助という形で賄えたという情報をいただいております。

村長の施政方針にもありました国が進めている地方総合戦略の中で、そういったので使える部分というのがどこかで見つかるんじゃないかなというふうにも考えられますので、バスとの兼ね合いもあろうかと思うんですけれども、例えば1月16日からのすごく一時的な大雪で、若い人たちでもなかなか動くのが大変だったときに、足腰が悪くて移動が困難な高齢の方が自宅からバス停まで行って出向けるのかということもあると思います。その点、玄関先まで来てくれる乗合タクシーであれば、天気が悪くても出ていこうかなという気持ちになるのではなかろうかなと思いますし、また一方、タクシー業者さんに関しても、収益の減少というのは本当にここ数年激しいということになっておるみたいなんです、例えばそういったデマンド乗り合いの中で、公的な毎月決まった資金が見込めるというところで雇用の増大、車の増車ですね、定数決まっているところではあるん



ですけれども、更新、そういったのにも使えるんじゃないかなというふうに考えます。

次に、絡みまして、全国的に高齢者の交通事故件数が近年急増しているというのは村長も耳には知っていることだと思うんですけれども、当村も例外ではありません。高齢者の事故というのがふえております。高齢者が事故に遭う中身が、5年前の統計ですと歩行中の事故のほうが割合が多かったんですよ。ただ、ここ近年、高齢者が運転されての交通事故というのが割合が逆転しています。そういったところも鑑みて、やはり車がないと通院、買い物が困難だということで、なかなか家族の心配、それがあって自分も不安が残るというのはあっても、なかなか免許が手放せないという方が多くいられるというふうに思うんですが、運転免許証の自主返納の特典、こういったものが県内ですとまだ新潟市でしか実施はされてないんですね。新潟市のほうでどういうふうに行っているかという、例えばタクシー券1万円分の補助、それとバスのIC乗車券1万円分の補助、もしくはいずれか半々ずつという特典をつけて自主返納を促しているところではありますが、関川村で例えばそういった特典をつけて自主返納を促すというような考え、村長のほうにおありかどうかを伺いたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、自主返納についての恩典ということでありまして、現在、今の時点ではそのことはまだ考えてはおりません。しかしながら、今、小澤議員がご指摘の幾つかの問題、提案いただきました。胎内市のデマンドの状況も検討せよ、そういうことでありまして、また、村の高齢者の免許の返還率、そういうのも数字の上で把握しなければならないということも今ご指摘をいただきました。

高齢者の事故は私も昨年経験いたしております。糸魚川市で消防大会ありましたときに、私どもの乗っている自動車、追突されました。相手の方は私ぐらいの高齢者でありまして、やっぱり事故を目撃した者として感じております。また、この間は女川地区で初めて信号機の取り付けがありました。あれも高齢者や福祉関係の県のお力でできたものでありまして、あれの効果などもこれから検討してまいりたい、このように考えておりますので、またご指導くださいますようお願いいたします。

補足何か、関係あるかな。補足に関しまして総務課長から若干説明させます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今、小澤議員さんのほうからご指摘ありました周辺近隣市町村の関係でございまして、実際村上市、胎内市さんのほうでやられております。胎内市さんのほうは先進地視察に来られるぐらいの進んだ状況ではありますけれども、村上につきましては、エリアが神林、朝日、村上の一部ということで特定されてございます。場所につきましては、自宅からそれぞれ医療機関だったりというようなことでございまして、運行日は月曜日から金曜日で、通院適用型というのと一般型というのがありまして、料金につきましては100円から1,200円というのが通院適

用型、そして一般型が100円から900円と。なお、バスみんなそうですけれども、小学生以下は半額ということでございます。利用の方法につきましては予約制でございまして、1週間前から1時間前までと、この間に予約を入れていただくということになってございます。

路線バスとの関係ということで、通院型の関係につきましては一部重複するというところでございますけれども、一般型はあくまでも路線バスのないところ、空白エリアを運行するというところでございます。運行形態につきましては、先ほどご指摘ありましたとおりタクシー会社のほうに委託をされております。

年間の事業費でございますけれども、これは一般の部分も入れてですけれども4,500万円、そのうちデマンドで2,500万円という数字でございます。このうち国庫補助ということでございますけれども、一般のほうにつきましては1,600万円、デマンドについては村上市のほうはないということでございました。

それから、胎内市さんのほうにつきましては、こちらのほうはもう区分されてまして、全域が運行エリアでございます。そして、乗降場所につきましても任意、自宅から任意ということでございます。運行日は毎日、そして運行時間につきましては、各地区、市街地をおおむね1時間に1本の往復運転ということでございます。料金は高校生以上の大人が300円、子供につきましては150円、未就学児童につきましては無料ということでございます。利用の方法につきましては事前登録ということで、先ほどと同じでございますけれども、1週間前から1時間前までの予約ということでございます。

路線バスとの関係でございますけれども、路線バス運行につきましては市内のほうは路線バスございません。中条営業所と新発田営業所、こちらのほうの路線のみということでございました。運行の形態につきましては、村上市さんと同様で市内のタクシー組合のほうに委託ということで、日に1台2万円というような数字がございます。予約業務ということで、中条町の商工会、こちらのほうに業務のほうを委託されているということでございます。

事業費につきましては、運行費で4,300万円、そのほかにオペレーター、運転員の関係で1,000万円ということで、先ほど国庫補助90という話だったんですが、私どものほうでちょっと押さえていたのが780万円ということで聞いてございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 課長、ありがとうございます。詳しい数字まで引っ張っていただきました。補助金に関しては具体的に正確なところを私もつかんでいるわけじゃなかったものですから、すみません、改めて確認をさせていただきます。

そもそも施政方針にもありました。若者の移住が全国的にふえている中で迎え入れたいと。若い人たちも移住するとなる以上、やっぱりそこに骨を埋める覚悟で来られると思います。今現在の高

高齢者対策に向けてもそうですし、これから外から若い人たち、移住を促す中でも、将来的にも安心して暮らせる村づくりということがやはり売りにもなりますでしょうし、安心感を与え移住促進の決定的なところにもつながるんじゃないかならうかと思っておりますので、ぜひ早急にこういったところ、対策に取り組んでいただければというお願いをさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、10番、平田 広さん。

○10番（平田 広君） 10番の平田 広です。3点ほど質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1点目、借金財政と平田村政15年の評価についてということでございますが、国、県、村の借金の状況ですが、2月11日の新聞では、国の借金は昨年末で1,066兆円で、28年度末には過去最大の1,116兆円となる見込みだそうです。国民1人当たり840万円、28年度末には900万円を超える見通しだということであります。

また、新潟県でも2兆4,474億円の借金で、これは県民1人当たりになると104万円の借金となります。そして関川村では、昨年11月1日の広報せきかわによりますと、104億1,846万円の借金で、村民1人当たりになると174万円の借金となります。村民1人当たりになれば、国、県、村の借金を合わせると約1,178万円の借金を背負っていることとなります。3人家族ですと一家で3,534万円となるわけですが、村民からすれば見覚えのない借金という感覚ではないかと推察しています。私も四、五人に聞いたんですけれども、余りそう認識していないという状況でした。

この借金財政は過去からの累計ではありますが、村長としては立場上どのように感じておられるか伺います。

また、平田村政は4期目15年が経過しました。その間、保育園や小中学校の統合、校舎などの施設整備に力を注ぎ、特に教育への力の入れようは並々ならぬものがあつたと感じております。産業関係においては、鍬江沢や玉郷立、女川の圃場整備等を推進するなど、堅実な行政運営を行ってきたと私は思っております。

そこで、この15年を振り返って、平田村長としては、100点満点とした場合、自己評価点は何点くらいになるとお考えか伺います。

2点目、ふるさと納税について。

右肩上がりのふるさと納税額ですが、全国的には前年比1.6倍、2,000億円に達する見込みとのこととあります。県内でも弥彦村と湯沢町、糸魚川市が新聞に掲載されておりました。関川村でも28年度は返礼品等を拡充して臨んだと伺っておりますが、関川村の今年度の寄附状況をお伺いします。

3点目、地域おこし協力隊について。

平成21年から始まった地域おこし協力隊制度も7年がたちました。おくれればせながら関川村も今

年度は2人を採用する計画でしたが、現状をお聞かせください。また、今は集落や地区を対象としておられるようですが、村全体としての農林業振興や観光振興、村民の健康管理など広く取り組むお考えはないか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 平田 広議員のご質問にお答えをいたします。

まず、村財政についてであります。

村の長期の負債につきましては、その内訳を見ますと、平成27年度末の未償還残高が104億円あります。その半分が一般会計、残りの半分が特別会計であります。特別会計におきましては、公共下水道会計と農業集落排水事業会計、いわゆる下水道の建設に伴います村債が大部分であります。村債であります。ここ数年は同じような残高で推移しておりますが、10年以上前には一般会計で65億円ほどありまして、下水道施設の建設事業が始まり、また豪雨災害などがあつた平成16年度には全部で130億円を超えておりました。そのころと比べますと落ちついてはおります。村の地方債残高は全国の類似団体との財政指標の比較におきましても平均的な数値となっております。

国は、地方財政計画の収支バランスをとるため地方債を重要な財源として位置づけております。地方自治体の借金は国の赤字国債とは異なりまして、世代間の負担の公平性、財政負担の平準化などの観点から制度化されております。本議会でもご審議いただきます平成29年度の一般会計の当初予算におきましては、総額49億円となっておりますが、その財源を見ますと、村税など自主財源は約30%ならず、そして全体の43%を占めるのが地方交付税であります。村として何か大きな事業を行う際は、長期の借金をしなくては実施できない状況にあります。

なお、未償還残高104億円のうち、約94億円は後年度、後の年度であります。後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される村債でありまして、しかも算入率が100%の臨時財政対策債も含んでおります。村債を発行する際は、地方交付税での算入率の高い辺地対策事業債や過疎対策事業債といった優良なものを選択しております。近年、過疎対策事業債の対象事業にもソフト事業も認められるようになりまして、それを有効に活用いたしております。

施政方針でもご説明いたしましたように、人口減少や測定単位の減少に伴いまして普通交付税が減少する傾向にあります。一方で、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設などインフラの老朽化など財政需要が増加傾向にあるため、厳しい財政状況が予想はされます。現状の行政サービス水準を維持することにはかなり難しい状況になると思っております。理事者としても当然責任を持つ立場ではありますが、議会の皆様、そして村民の皆様とも共通の認識を持ってこの問題を直視していただき、将来を見据えた財政運営を行う必要があると考えております。

次に、15年間の村長としての自己評価についてであります。ご質問いただきました。

これまでさまざまな出来事や局面に遭遇してきておりますが、そのときそのときで精いっぱい対

処してきたつもりではあります。自分でみずから評価することは現在の時点ではまだ表明できないものと考えておりますのでご理解をいただきたい、お願い申し上げます。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、平成20年度、2008年度に創設された、地方自治体への寄附金に対して優遇するという制度であります。本年度は2月末現在で村には98人の皆さんから570万円のご寄贈、98人の方、合計570万円、このご寄附をいただきました。昨年度と比べますとおよそ3割の増加であります。これは、今年度からお礼品を充実したことや、あるいはインターネットを利用したクレジット決済を可能にしたことが主な要因ではないかと考えております。

しかし、よその自治体と比較いたしますと決して多い金額ではありません。やはりお礼品の関係ではないかなと思っております。ふるさと納税は、地方の格差あるいは過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しまして、都市との格差是正を推進することというのが本来の趣旨であります。これがお礼品合戦となっておりまして、高額だったり地域との関係が薄い商品をお礼品にしたりと、現在問題になっているところであります。

このようなことから、平成27年度の実績を見ますと、全国的には過疎地域に指定されている22の市町村では入ってくる寄附と出ていく寄附の収支が赤字になっております。首都圏のある市では280億円の赤字でありまして、新潟県内でも3つの市町が赤字となっております。総務省では、高い額の返礼品や換金可能な返礼品などにつきましては自制を促しております。また、お礼の割合に上限を設けることも検討しているという情報もあります。

村に現在寄附してくださる方々は、先ほども申し上げました湯の関川ふる里会と首都圏在住の関川村人会の会員の方々が半数以上であります。中にはお礼品を辞退する方もありまして、全国のお礼合戦に関係せず、毎年関川村に寄附してくださる方も大勢ありまして、大変心強く思っているところであります。

村といたしましては、過度なお礼品はせずに、村内で生産されている品物から選定していただくという方針に変わりはありませんが、本年の経験を踏まえましてお礼品のリストをふやしていきたいと考えてはおります。また、寄附金の使い道をもっと明確にいたしまして、それが魅力ある地域づくりに貢献しているという情報として皆さん方に発信していきたいということも考えております。

3番目のご質問であります。地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、都市部の若者などが地方に移り住んで活動して、それをきっかけとして地方への定住につながることを目的に、平成21年度に総務省が始めた事業であります。村での募集は今年度初めて行いました。まず希望のある集落に手を挙げていただき、また隊員の住まいとなる空き家を用意していただく、このような形を想定いたしまして2名程度募集を考えておりました。協力隊を活用して集落づくりに取り組もうという意欲のある集落も幾つかありましたが、集落内の合

意や住む場所の問題などでなかなか手を挙げる集落が出てまいりませんでした。このような中で大島集落から希望する意向をいただきました。大島集落には2名の応募者がありました。集落で面接をいたしまして1人決定したのでありますが、残念ながら、その後本人から辞退するという申し出がありました。現在、再度再び募集を始めたところであります。

協力隊が入ったからすぐに集落が活性化するものではありませんが、村といたしましては、それを契機といたしまして、新たな視点を持った協力隊と協力しながら活性化していきたいという思いがありまして、随時集落に働きかけをしながら協力隊の募集を行っていきたくと考えております。

また、議員ご指摘のように協力隊は集落に限ったことではありませんので、本年に入りましてから観光振興全般にかかわっていただく協力隊を募集することになりまして、関川村観光協会に所属して活動していただく協力隊を1名募集いたしました。先般、この間でありまして、関係者で面接を行いまして1人を4月から採用することにいたしました。

また、集落単位ではなくて、コミュニティー単位、あるいはご指摘のように村全体に携わっていただく協力隊の導入につきましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。

ご質問いただきありがとうございます。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ありがとうございます。

1点目の借金財政と平田村政15年の評価ということでございますけれども、自己評価点、伺えなかったということで非常に残念です。私ちょっと調べさせてもらったんですけども、平田村長が就任した15年前、そのときの借金と積立金の関係を現在と比較させてもらいました。就任した平成13年度には村の借金は約115億9,000万円ございました。現在は104億円、先ほど村長申されましたけれども104億円ということで、15年間で11億7,000万円借金は減っています。そして、積立金につきましては逆に1億7,700万円ほどふえておりました。これは結果的には15年間で13億5,000万円ほど節約されたという結果でございます。これは平田村長が地道な行政運営をされてきた結果ではないかというふうに思います。

しかしながら、関川村は将来的に金のかかる施設がたくさんあるんです。要は昭和42年の羽越水害でつくった頭首工とかそれらがもう機能していないという状況にありますし、ゲート関係、倒れたまま上がらないとか上げ下げできないというような頭首工ですね。今はそれを上げてバタ角でとめているという状況ですけども、そんな状況とか、あるいは橋、橋梁関係。今回の予算でもって橋梁の長寿命化委託というようなことで3,000万円上がっていますけれども、橋も特に大きいのが私、聞出橋、八ッ口橋、金丸の前瀬橋、これらが今後大きく村の財政を圧迫するんでないかなというふうに思っております。

私が申し上げたいのは、今そういう関川村は借金財政であることと、将来的に金のかかる、村の

財政を圧迫する施設が多いということを理解していただきたいということと、将来の子供たちへの負の遺産はできるだけ少なくしてもらいたいと思うわけでありまして、これらについて村長はどのように認識し、捉えているかお聞かせください。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまいわゆる村が行っております借金について将来どう考えているかということですが、先ほども議員ご指摘のように、将来への負担をできるだけ減らすという考え方でやっております。先ほどもお話し申し上げましたように、100億円を超えるいわゆる村債でありますけれども、その中で有利な借金を選んできたということですが、その有利な借金というのは、議員ご承知のように、借金の中には国から来る負債でありますので返さなくてもいい、そういう借金もありまして、できるだけ返さなくもいい、あるいは3割だけ返せばいいというようなそういう、いわゆる先ほどの表現で優良債と言いましたけれども、そういうのをできるだけ選びながら、国の新しい情報をつかみながら選んでいきたいと考えております。

それから2番目のご指摘の橋梁などの老朽化、そのようないわゆるインフラの老朽化ですが、先ほどの施政方針でも申し上げましたように、村でいち早く取りつけました消雪パイプ、50キロにも及んでおりますけれども、そういうのがもう既に老朽化しながら計画的に補修などをしております。それとはまた金額も莫大に違いますけれども、村内の河川にかかっている橋梁、集落に渡っていく大きな橋もありますので、その辺のところも診断をしながら緊急度を確かめて取り組んでいくところでもあります。確かに広い村、広い地域に村民が住んでおられますので、それに行く施設もインフラもよその都市とは比べものにならないものであろうかと考えております。また、そのようなインフラ整備も今国で大きな問題、地方のインフラ整備も国で大きな問題となっておりますので、あるいは国がそれを助けるような政策もあるいは持ってくるかもしれませんので、そういうような情報にも注意してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） ありがとうございます。大分質問者の時間がもうないよということですので、2番、3番まとめて質問させていただきます。

私、ふるさと納税のほうですか、これについて3回目の質問になります。そして、地域おこし協力隊については2回目になります。何でこのふるさと納税と地域おこし協力隊、そんなにこだわるんだといたしますと、最も手早い、手っ取り早い村の活性化策はこの2つじゃないかというふうに思っているんです、一番簡単な。そう思ってこの2つに今こだわっているんですけれども、制度もふるさと納税は8年ですか、地域おこし協力隊は7年になっています。これをもっともっと利用して、もっと積極的に取り組んでほしいと。そして、ふるさと納税についてももっと工夫して、さっき3

割ほどふえたということですが、その前の年に大分減っている、平成26年度が548万円、平成27年が440万2,000円、28年度が570万円ということですが、26年度から減ってまた上がったんだということなので、思ったよりかは結果的には伸びなかったというふうに思っています。

全国的には1.6倍と伸びているということなので、同じような格好で伸びたかなというふうに思ったんですが、それほどでなかったというふうに思いますので、インターネットの資料なんかを見ますと本当にきれいにうまくまとまっているなと思うんですが、要は、村長がさっき言いました、ふるさと納税については返礼品、関川村の返礼品を見ると1割程度なんです。ほかの市町村では3割から5割ぐらい、中には8割というのもあったそうです。そんな状況で、大まかに3割から5割が普通になっています。そういうのが1つあるんだと思います。

村のためにも村民のためにも寄附はいっぱいあったほうがいいわけですから、その辺さらなる努力をしていただきたいというふうに思っております。全国的にもこの2つの制度を使って、本当に活性化につなげている市町村が多々あるんですね、見ると。そんなことで今後とも、時間がないようでございますのでこれでやめますけれども、どうか頑張ってくださいというふうに思います。

一応、終わりですか。時間、質問者……

○議長（近 良平君） もっとありますよ。

○10番（平田 広君） え、何か今5分だかでてましたよ。

○議長（近 良平君） 5分。2分。俺の時計で10分くらい残ってます。

○10番（平田 広君） じゃあまだいいんですね。じゃあまだ時間があるようなので、ふるさと納税、これについて、今回幾らか伸びたんですが、納税者、または寄附者といいますか、返礼品として何を多く求められたかちょっと伺ってもいいですか。お願いします。

○議長（近 良平君） 人気のあった返礼品ということ。

○10番（平田 広君） 人気のあった商品でもいいし。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほどの平田議員さんのほうからのご指摘がございました。ふるさと納税の返礼品につきましてということでございますが、返礼品につきましては額に応じましてABCと分かれてございます。例えばAでございますと1万円から9万9,900円までの方の返礼品になりますし、Bにつきましては10万円から29万9,999円、そして30万円以上がCという形になります。

何が多かったかということでございますが、例えばAギフトでございますと一番多いのはやはりお米でございます。次に多かったのが餅、そして3番目が地鶏カレーということでございました。それからBギフトのほうになりますと、こちらが一番多かったのがシャケですね。次に多かったのがハム、そしてお米という順番です。それからCギフトのほうでは、ほとんどなかったんですが、温泉券というのがあったということで、これが上位のほうの商品と申しますか返礼品でござ



います。

なお、募集のところにカタログ等もございますので、もしできればそういったものをごらんいただければと思います。以上です。（「時間ない」の声あり）

○議長（近 良平君） まだありますか。あったらもう1回。平田さん。

○10番（平田 広君） じゃ地域おこし協力隊でありますけれども、今ほど聞きますと、私、集落とか地区、それだけをやっているのかというふうに思ったんですけれども、今、村全体のことを考えて観光振興というようなことで1人募集しているということを知りましたので、ぜひ村で対応するような、そういう協力隊も多く使っていただければいいなというふうに思います。

例えば阿賀町であれば17人も協力隊を採用しているということでもありますし、観光振興だけでなく農林振興、農業振興、林業振興とか、あるいは診療所なんかもそういうのを利用したほうがいいのかなと、健康のためにですね。診療所では、施設の増改築、五、六年前にやりましたけれども、その後、患者数は減っておりますし、基金を取り崩して運営しているような状況ですね。そういう状況にあるのを、せっかく広げたところ、そこと保健センター、保健センターも思ったより活性、使われていないというふうに思いますので、その辺を利用して、血管年齢とかそういう健康に関する器具を幾らか用意して対応すれば、それが診療所に来る皆さんの患者をふやすとかにもつながると思いますし、相乗効果になると思いますし、何とかうまくいいほうに行くようにこの2つを利用してやってもらいたいというふうに思うわけです。

この地域おこし協力隊については、もっと積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。その辺、村長の考えをもう1回伺いたいんですけれども、お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 地域協力隊につきましては、今議員がご指摘のとおりであります。今回、先ほどのことで1人観光関係のところでお願ひしたということでもありますけれども、そのときに私の持っております期待は、村外で、あるいは国内外でいろいろ経験されてこられる方もたくさんおられます。そういう方の協力隊でありますので、我々よりも視野が広い。そういう視野でこの村をまず見ていただきたい。また、担当する部署におきましては、職員が1人ふえた、だから事務を半分任せたらとかそういうような利用の、活用の仕方では本来の目的と違うので、何かの提案、あるいは地域協力隊というようなバッジをつけて村内を回って歩いて、我々が伝統的に目に見えない、地元として目に見えない部分、そういうものに目を触れてしていただきたい、こういうような期待を持っているところであります。

先ほど地域協力隊で集落に活用いただく協力隊のお話もしました。その協力隊に、地域に、集落におきましても、その集落だけでなくその集落を含んだ地域、いわゆるコミュニティー、うちの村でありますけれども、そのコミュニティーにも協力隊の力を及ぼすような集落での活用の仕方、

これを期待していきたいと考えていたところであります。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 休憩します。1時10分まで休憩します。

午後0時04分 休 憩

---

午後1時08分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 私からは3点質問させていただきます。

最初にですが、今ほど村長さんの施政方針演説でもありましたが、羽越水害の記念行事についてであります。

昭和42年8月28日に発生した羽越水害から今年で50年を迎えます。当時の状況を知る人が少なくなっておりますが、記念行事の今後の具体的な内容を伺います。

2点目であります。公共施設の利活用とその後についてであります。

村内の公共施設の多くは昭和42年の羽越水害後に建設されており、老朽化が進んでおります。利用されている施設もありますが、ほとんど利用されていない施設は将来的構想が示されず、現在に至っております。特に老朽化が進んでいる旧金丸、沼小学校の校舎を初め、周りの施設やプールなどを含めどのような対策を考えているのか伺います。

3点目であります。片貝村営住宅についてであります。

昨年から居住されている人がなくなった片貝村営住宅であります。維持管理を考えると早目の解体が必要と思われませんが、村長の考えを伺います。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 菅原 修議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、羽越水害の記念事業についてであります。

三十数名の尊い命が犠牲となりました羽越水害から本年の8月で50年となります。これまでも節目の年に各種事業を行ってまいりましたが、本年は大きな節目であり、多くの事業を計画しています。

ご紹介を申し上げます。羽越水害関係事業は阿賀野川、加治川、胎内水系、最上川水系など水系ごとに計画されております。関川村は荒川水系といたしまして、国土交通省羽越河川国道事務所、ここを中心にいたしまして近隣の市町村、関係機関・団体などで実行委員会を構成し、被害が一番大きかった関川村、この関川村の村長ということで私が実行委員長を仰せつかっており、事業の準

備を進めてまいっております。事業はその中身といたしまして、シンポジウムの開催、役場、ゆ〜む、全国ホテル研究会会場での巡回パネルの展示展、治水の歴史めぐり、記録映像の制作などがあります。そのほかにフォトコンテストと絵画コンテストがありますが、既に募集が始まっております。また、10年に一度の大規模な総合水防演習もその一環として村上市地内の荒川河川敷で行われる予定であります。30回目を迎えます大したもん蛇まつりは、8月27日の日曜日に9代目の新大蛇をメインに、交流がありますさいたま竜神まつり会をお招きしてにぎやかに開催したいと考えております。また、記念事業のメインでありますシンポジウムは8月26日の土曜日に村上市民ふれあいセンターで開催される予定でありまして、村ではバスを準備いたしまして大勢の村民の皆様に参加していただきたいと考えております。議員の皆様にも参加のご協力をお願い申し上げます。

これらの事業の目的は、水害から50年が経過したために明瞭に記憶されている方々も少なくなっている今、水害で得た教訓を後世に伝え、災害など危機対応について考える機会となることを期待いたしているものであります。

2番目のご質問であります。公共施設の利活用とその後のことについてであります。

村の公共施設には、学校統合や保育園統合などによりましてその後有効に利用されていない施設があります。ご指摘の旧金丸小学校の校舎、旧沼小学校の校舎は、この2つは地域防災計画で災害時の避難場所、避難所に指定されている施設であり、ふれあい自然の家として教育委員会が管理を今行っておるところであります。昨年10月に実施いたしました村内の一斉の防災訓練におきましては、旧沼小学校校舎を九ヶ谷地区の避難訓練会場として、施設内に整備されております通信機器などを使用した通信訓練なども行いました。

また、両方の施設につきましては、災害時に避難場所、避難所として活用できるかということで、そのような観点から地元の方々と役場職員で確認を行った経緯がございます。その際わかりましたことは、老朽化が想像以上に進んでおりまして、災害時の避難所とするにはかなりの改修が必要であるとのことでありました。取り壊すにいたしましても改修するにいたしましても財源の確保が先決であります。国、県の支援は受けにくい状況にあります。今後、地域との合意を図った上で施設のあり方を決定したいと、このように考えております。

また、両地区にあります水泳プール、このプールはいずれも活用されておりませんで、その対応も必要であると考えております。

3番目のご質問、片貝村営住宅についてであります。

片貝住宅は羽越水害に関連して昭和44年に建築された準耐火構造2階建てでありまして、4棟8世帯が入れる村営住宅であります。この建物の耐用年数は公営住宅法によりまして45年ありますが、既に47年が経過しております。現在1世帯1名の入居を認めておりますが、4年ほど前から入院されておまして、実際には居住はしていない状況であります。かなり以前から新規の入居者の

募集は行っておりません。今後、いずれかの段階で解体を検討したいと考えております。そんなに遠い将来のことではないということでもあります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 8番。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。

最初の質問でございますが、関川村に多大な被害を起こした水害をやっぱり教訓として、しっかりと後世の残す取り組みをしていくということで村長さん今ほど話がありましたが、そのとおりにこの事業にも力を入れて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目ですが、今ほど話がありまして、避難訓練として使っているとありますけれども、本当に使われていない学校が避難訓練所になるのかという部分で非常に疑問も感じますので、この辺もやっぱりしっかり話し合っていただきたいと思いますなと思っております。

それで、学校の前にもいろいろな施設があるんですね。小屋みたいなのかいろいろな建物があると思いますが、その辺もできれば早目に、一気というわけにいかないの、予算を組んで早目に対処してといたしますか、解体等含めて検討していただきたいと思いますなと思っております。

その後にもまたプールの問題はちょっと絡みありますけれども、プールは一応防火水槽としても考えておるんですが、これも冬になると雪が積もれば防火水槽の役目を果たさない状況だと思っておりますので、これもやっぱり水を張っておく、年間通して張っておくといろんな悪条件につながりますので、この辺もしっかり対応を考えていただきたいと思いますなと思っております。

ともかくその部分で、2点目の校舎、先ほど村長さん、いろいろな予算等もあると思いますが、もう1回具体的にどう進めていこうとしているのか伺うことができますでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 先ほども申し上げましたように、具体的に今どうという直近の考えはございませんけれども、今後皆さん、地域の方々とも相談して進めてまいりたい、このように考えております。

それから、先ほど避難場所、避難所というような2つの用語を使いましたけれども、避難場所というのは広い空き地に集まること、それから避難所というのはその中にいつか住むというような、そういう2つの使い方がありますので、その辺のところも考えながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（近 良平君） 菅原さん。

○8番（菅原 修君） 避難場所ということで今話しているんですけれども、使われていない学校であると、水道水にしても出したときにもう錆が出てきて物すごい状況だったり、トイレもそのような状況で、いろんな部分で逆に対応し切れない部分が出てくるのかなという部分がありますので、

その辺もぜひやっぱり検討していただきたいなと思っております。よろしくお願いたします。

3点目でありますけれども、村営住宅、先ほど村長さん、45年過ぎているので解体を考えていると話ありました。できれば、全部一気にというわけにいかないと思いますので、できれば1カ所でも早く解体をお願いして。というのは、プールの件もありますけれども、私、防火水槽という部分あの地域には大きな防火水槽がないんですね。それで、ちょうど沼団地と片貝団地の間にこの村営住宅がありますので、それを1個取り壊してそこにちょっと大き目の防火水槽をつくっていただければ、あの辺の防火水槽の対応ができるのではないかなと思います。そうすればあのプールももしだめになったとしても年間通して使えると思いますので、この辺は村長さんいかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 今の一気に壊さないでという話ですけれども、コスト的に言いますと一気にやったほうがコスト的には下がります。ただ、今おっしゃったように防火水槽等に早目に使用するとなれば、1個でも壊すのは可能だと思います。その辺財源のこともありますので、その辺を含めまして総務課長のほうから防火水槽の件お願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 防火水槽の関係でございますけれども、実際今プールのほうは消防水利のほうからは外されております。金丸につきましては、このプールの脇に昨年ですか、防火水槽をつくらせていただきましたので、ここでプールのほうは消防水利からは外れるという形になります。また、プールのほうは水を張っているというよりも、あれは雨水がただたまっているような状況で、実際教育課のほうにも確認しましたが、近年は管理はしていないといったようなことで、逆に消防水利として使うと、例えば火災があったときにその水を使わないでくれと言われるおそれもありますので、今のところはそちらのほうは消防水利のほうから外させていただいております。

それから、片貝団地のほうなんですが、こちらのプールにつきましては代替の防火水槽が移転地のほうに1基ございますし、それから片貝の駅のほうから来た通りのほうに1基ございます。それとあと片貝の奥のほうですか、その中間あたりに1基ということで、今消防水利のほうとしましては3基そちらのほうに絵が描かれておって、今片貝住宅のほうにというお話があったんですけれども、私が見てきたときには移転地のほうに1基ございまして、それが片貝の住宅を含めて消防の水利の範囲内に入っておりますので、必要はどうかというふうに考えております。ですから、プールのほうは、確かに学校のほうの火災を考えると、今ございます沼小学校の学校の火災を考えるとあったほうはいいんでございますけれども、それを除くと住宅火災についてはこのプールについては対象とならなくてもいいのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（近 良平君） 菅原さん。

○8番（菅原 修君） 今ほど総務課長の話がございましたが、防火水槽、片貝の団地のほうにある

のはごく小さな本当の、もう対応し切れるような防火水槽じゃないので、団地のほうにあるやつ、片貝のほうの。もう本当に小さいやつなんです。恐らくそれこそ普通の消防、可搬のほうではじいたとしても、どのくらいですかね、10分か15分ぐらいで終わるぐらいの水量しか入っていないと思うので。沼のほうにあるのも奥のほうにあって非常に使う、もし火災が発生した場合に、手前で発生していると、奥にあるものですからなかなかそこに行けないような、防火水槽までたどり着けないような悪条件が重なると思うので、非常に悪いところに設置されている場所だと思うんです。今回私がそういうふうにするのは、一番それに対してちょうど中間に当たって一番両方を対応できる水利になると思いますので、その辺もぜひ検討をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほどの件、私のほうで詳しく調べてきませんでしたので、一応基準になるのは40トン級の耐震性の防火水槽が消防水利として認められておりますので、私見てきたのはただそこに水利があるという形での確認しかしてございませんでしたので大変失礼しました。もしかすると移転地のほうは20トン級の昔つくったやつで、実際には消防水利の基準を満たしていないということなのかと思います。

またあわせまして、防火水槽の設置につきましては、皆様方ご承知のとおり一応2基以上、2カ所以上設置が基準となりますので、こちらのほう、住宅を壊した跡につくるとなれば、ほかのところでももう1基探した上で、それと合わせて2基というふうな形で進めたいと思いますので、今後の課題ということでよろしくお願ひいたします。

○議長（近 良平君） 菅原さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。それでは、そういうことでよろしくお願ひいたします。以上で質問を終わります。

○議長（近 良平君） 次に、2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤敏哉でございます。木質バイオマス発電事業の関係で質問をさせていただきます。今回は米国側企業と株式会社パワープラント関川が取り交わした覚書の内容についてお伺ひいたします。

木質バイオマス発電事業につきましては、平成24年9月20日、村議会定例会後の行政報告において村から村議会に対して事業の紹介があつて以降、事業主体となるパワープラント社の設立を初め平田村長のドイツ視察、ガス化炉から焼却炉への変更とそれに伴うプラント製造企業の変更、発電規模の変更など、その実現に向けて村、パワープラント社初め関係する国内企業や電力会社、木材供給事業者、そしてハイパーバリック・スチーム・スターリングエンジン社、H S S E社を初めとする米国関係企業の間でさまざまな話し合いや合意文書の調印などの取り組みが進められてきまし

た。

しかし、以来4年5カ月余りが経過した現在におきましても、残念ながら具体的な事業実現の段階に至っていない現状であります。一昨年、平成27年11月から今日までの間、数回にわたり事業費の一部、約1割の資金が米国側からパワープラント社に入金されるとの情報が示されましたが、いまだ実現していない状況であります。このことを初め発電システムの実像が明らかにされていないことや事業のスケジュールが示されないことなどから、村民の多くが当バイオマス発電事業をこのまま推進することに大きな不安を抱いていることは周知のとおりでございます。

そこで、今回は米国企業からパワープラント社に供給される資金について2点お伺いします。

1点目は、昨年、平成28年12月に村から提供された資料であります「木質バイオマス発電事業これまでの動き」の資料の中で、「平成27年11月18日ファイナンスからの資金供給の覚書にサインした。上限は5,000万ドル、うち1割を目安に前渡し金として支払う」。四角の囲みの中としまして「設定金利が低いため収支的に見ても好条件となり、春時点で2.0メガワット規模に変更せざるを得なかった理由は消滅した形」との記載がございました。

このときパワープラント社、恐らく永井社長さんがサインしたものだと思えますけれども、永井社長さんがサインした覚書のファイナンスからの資金というのは、融資による資金なのか、はたまた出資による資金なのかお伺いします。

一般的に融資といった場合は、借り入れた元本に金利を加えて返済するものでございますし、出資の場合は、元本は返済不要であります。出資対象の事業で生れた利益の一部を出資割合によって出資者に還元あるいは配当するものと理解しておりますが、パワープラント社に供給される米国資金は融資なのか出資なのかこの機会に改めてお伺いしたいと思います。

2点目は、当該覚書の中に、仮にの話でございますが、仮にパワープラント社が現在進めているバイオマス発電事業から撤退することになった場合、米国ファイナンスとの取り決めにおいて、パワープラント社から米国ファイナンスに対して賠償金の支払い義務が設定されているものかどうか、また設定されているという場合はその金額についてお伺いいたします。

この質問の趣旨は、村が当事業から撤退の意思を表明することができない大きな理由になっているのではないかと率直な疑問から行うものであります。

以上2点につきまして、私たち議員初め村民の不安解消のため、覚書の内容を精査いただき明快なご答弁をいただきますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまいただきました伊藤敏哉議員の木質バイオマス発電事業についてのご質問にお答えをいたします。

なお、この事業につきましては、昨年、5人の村民から監査委員に対し住民監査請求がありまし

て、監査委員が棄却したために、現在は住民訴訟となって裁判を進めているところであります。弁護士報酬の予算を議決いただき、弁護士と職員によりまして膨大な資料を準備して公判に備えているところであります。村が当事者となるため、議会での質疑などが有力な証拠であり、ご質問にはそのことも念頭に置いて慎重に説明したいと思っておりますので、まずもってご理解くださいますようお願いをいたします。

まず、1点目のご質問についてであります。

平成27年11月に株式会社パワープラント関川の永井伸治社長がアメリカに出向き、資金の調達について覚書を交わしたファイナンサー、資金提供者であります。ファイナンサーは、この事業に関しましてそれまでに折衝してきた過去の幾つかのファイナンサーとは異なる立場の相手となっております。すなわち、事業の核となりますエンジンを開発、実験している会社であるということがあります。このエンジンを含む発電システムを世界に広めていきたいという思いがありまして、そのため金利や返済の条件につきましても日本側から見て有利な条件が提示されておりまして、このことは事業の収益性を高めて事業に取り組むリスクの軽減につながると考えております。また、このファイナンサーは、いわゆるクリーンエネルギー、このことにつきましても取り組みを大きな意義としておりまして、この事業を積極的に推進する意思を持っていると聞いております。

この事業の資金がどのような形で提供されるのかというご質問であります。基本的には融資と捉えていただいてもよろしいかと思います。全体の1割程度として、前渡し金、前渡金につきましてもは無利息とすることで合意に至っており、覚書が締結されております。先方はまた株式会社パワープラント関川の資本金への出資に関する考えも持っております。日本側といたしましても、売電収入の根拠である20年間の固定価格買取制度、この期間において事業からの撤退や権利の転売などのリスクを防ぎ、事業を間違いなく継続させるため、パワープラント関川に対する一定割合の出資を求めているところでありまして、先方もこれを了承していると聞いております。

なお、パワープラント関川への出資につきましては、ほかにも国内で複数の企業、団体からご参加をいただき、日本国内側が資本金で過半数の割合を占めるようにする計画であります。

今後、前渡金、前渡し金を受領した後に、先方が来日して契約の締結に臨むこととなりますが、このときに出資額を確定して、前渡金、前渡し金の一部をこれに充てることになろうかと思われております。

また、これまでもご説明しておりますが、このファイナンサーはこの事業のほかにも複数の事業を手がけておりまして、それらを包括する巨額の資金調達を行っておりますことから、関川村におけるこの事業ではないそれらの事業の動向にも影響される部分があったことを、またアメリカ国内の規制による想定外の手続きも生じたことから、これまで時間がかかっていたとの報告を受けております。そのようなことでありますので、この事業の計画におきまして何らかの問題が生じたために



長引いたものではない点につきましてご理解をいただきたいと思っております。

2つ目のご質問であります。当該ファイナンスに対する賠償金の支払い義務が存在するのかどうか、またその金額はというご質問であります。

例えばこの事業が進められなかった場合に、村あるいはパワープラント関川から当該ファイナンスやその他関係者に対して賠償金を支払うなどといった取り決めはこれまでも確認してございません。実際に先方と連絡をとり合っているパワープラント関川からも、そのような報告を受けております。

この事業の資金につきましては、当初、設備の性能検証が不十分との判断により国内の金融機関からの調達ができなかったことから、アメリカ側の資金によって事業を組み立てていく形と変わっていったものであります。以後、資金提供の意欲を示す複数のファイナンスと折衝を行い、中には来日され具体的な折衝を行った相手もございましたが、投資規模や利益分配など事業に対する思惑の相違がありまして、これを解消して合意するまでには至りませんでした。そのような中で、これまで秘密とされていましてエンジンの実証実験を行っていた工場への視察ができません。パワープラント関川の永井社長、株式会社FUGENの赤松社長がそちらを訪れた際に、この工場の企業グループ代表者との協議の中でこの事業の状況を認識した上で、自身が準備している多数のプロジェクトの中の一つとして資金を準備できるとの合意に達したものであります。実際にエンジンを熟知する方がファイナンスとなることで、過去に懸案された設備や性能検証がなくとも資金を調達することが可能になりました。

この実行に当たりましては当初の想定よりも大幅に時間がかかっていることは事実でありまして、その理由につきましては先ほど、またこれまでもご説明してきたものであります。資金調達の作業は継続中でありまして、先方からも変わらない意思表示を受けております。これまでの間、林業関係や電力関係などさまざまな分野でこの事業の達成にご理解、ご協力をいただいている方々も多数おられます。ご説明申し上げましたように、現在の状況からいたしまして、この事業の実現が村にもたらす結果を、効果を踏まえまして、引き続き事業を推進する考えに変わりはございません。事業からの撤退を判断する時期とは考えておりませんことを申し上げさせていただきます。ご質問くださりましてありがとうございました。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） どうもありがとうございました。

覚書の中に賠償に関する条項が設定されているために、村が当事業からの撤退の意思を表明できない理由なのではないかと私初め一部の方からお聞きしたこともあるのですが、今ほどの村長のご答弁では、そのような覚書の内容にはなっていないというご答弁をいただきましたので安心をいたしました。

そこで、改めてお伺いしたいと思いますけれども、覚書の内容の中に、例えば村長さんの施政方針の演説でもございましたし、私の冒頭の質問の中にも、4年5カ月、足かけ5年に及ぶ期間が経過したということでありまして、一昨年の11月以来、何度か事業資金が入金されるというお話がございました。しかし、現在まだ入金には至っていないわけでありまして、その覚書の中に、例えばファイナンス側の都合として例えばいついつまでに資金を供給できない場合はこの契約は解除するとか、あるいは、契約ですと普通やはり一定の期限というものは設けるのが一般的かと思うんですけれども、そのあたりで、また平田村長の現任期も12月に一旦訪れるわけですし、その覚書の記載の中に期限というものが一切ないのか、あるいは何らかの時期設定というものがあるものか、いま一度確認の意味でお聞きしたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 承知している範囲でご説明します。

資金についての覚書については、村が当事者になってサインしているわけではありませんので、パワープラント関川から聞いている範囲で承知しているわけでありまして。資金の状況であります、けさも午前中アメリカからのメールが入ったり、毎日のようにやりとりをしておりますので、向こうのほうの意欲は非常に高いものだというふうに理解をしております。ただ、今までも大変有力な情報だというようなことで皆さん方に申し上げてきた経緯もありますので、実際に金が入らない限りは信用はできないぞということを再三アメリカにも言うておりますので、そういうことから、期限というそういったのは永井社長からも聞いておりませんし、近いうちに入るんでないかというふうに毎朝、毎日何回かのメールでは確認できる、そういう状況になっていることをまずご説明申し上げたいと思います。覚書にはいつまでどうという、そういう期限はたしかなかったというふうに聞いております。以上であります。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。覚書の中にはそういう期限の設定はないという今の副村長さんからのご答弁をいただきました。

それで、先ほどの村長さんのご答弁に一旦戻らせていただきまして、先ほど当初の1割の融資か出資かという問いに対して融資であるというご回答と、それから10%については無利息であるというご答弁をいただきました。残りの90%については利率の何か取り決めはございますか、お伺いいたします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 明確な取り決めはまだ本契約になると思いますのであります。その当時永井さんから聞いているのは、それまでのいろいろ話があったファイナンスから比べると極めて低利だということは聞いております。以前来たファイナンスの中には8%近いレートのものもあつ

たわけでありますが、それから比べると極めて低いという感触を得たという報告は受けております。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

平田村長におかれましては、バイオマス発電事業の当事業者、企業でありますパワープラント社の取締役にも就任されているとお伺いしております。会社法等の法律に基づけば、取締役は株主から会社の経営を委任されており、取締役は、受任者、受ける側としての善良なる管理者の注意をもって会社経営に当たらなければならないという、善管注意義務というものを負っているわけであり、会社に対する責任には過失責任と無過失責任がございます。無過失責任というのは、読んで字のごとく、故意または過失がなくても責任を負わなければならないというものであります。また、取締役は第三者に対しての責任もでございます。会社以外の第三者である株主または会社債権者等に対しても責任を負うものでありまして、その責任は3つございまして、任務懈怠責任、不法行為責任、虚偽記載責任というものがございます。このうち一番最初の任務懈怠責任といえますのは、会社の取締役がその業務を誠実に行わず会社に損害を与えた場合に負うという、そういう責任の内容となっております。

これらのことを踏まえまして、これまで村長のご答弁は、パワープラント社の取締役としてというよりは、「そのように聞いている」ですとか「そうであると伺っている」というような表現で、私どもからすれば当事者感覚の希薄な答弁が多かったのではないかと。また、永井社長との認識の相違も出た答弁も幾つかの点で見受けられたところであります。

パワープラント社の取締役として改めてお伺いしたいと思います。米国側企業からの資金が遅れている現状の中におきまして、資金繰りで厳しい状況が続いているパワープラント社において、どのように社員の士気を高め、また当面の資金繰りを行っていくお考えか……

○議長（近 良平君） 伊藤議員に申し上げますが、会社の取締役に対する一般質問する場ではないので、あくまでも村長として聞くわけですから、よく質問内容を考えてください。

○2番（伊藤敏哉君） 株式会社の株主は関川村でありますので、その株主から……

○議長（近 良平君） 取締役に聞くんだったら取締役会とかの株主会議で聞いてください。ここは一般質問の場所なので、場所が違います。

○2番（伊藤敏哉君） それでは、今の質問は議長からの指示で却下といたしますか、途中でございましたけれども中止とさせていただきます。

それでは、済みません、もう1点お願いします。先ほど副村長さんからもお話ありましたが、また村長さんの施政方針にもありましたけれども、最近また入金の情報があるというように施政方針にも表現されておりましたし、副村長さんのお話にもございました。具体的に何月ごろとか何月何日ごろとかというものが情報ございましたらお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） こちらも非常に何とか早くという催促を、間接的にではありますが催促をしながらやっているところでありまして、向こうのほうでも熱心に資金の準備をしているのがよく理解をしております。これは永井さんと直接メールで、英語でやりとりして、私は英語だめでありますから、訳したものを私なり総務課長なり担当のところへ、毎朝あるいは1日何回もその情報は伝わってきております。しかし、どんないい情報であっても金が来ないことにはどうにもならないので、いい情報であってもいい情報が来たと喜んでおる、そんな状況ではありませんので、そんな気持ちでおります。ただ、情報としてはほぼ毎日のようにやりとりしております。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） メール等あるいは毎日のようにやりとりをされておるということで数回にわたりお伺いしましたけれども、そのやりとりの内容というのは、入金の間もなくですよというようなやりとりなのか、向こうでの事業資金の確保等についてのやりとりなのか、今のお話ですとそういう時期的な説明ではないようにお聞きしたんですが、再度お願いできればと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほどの伊藤敏哉議員さんのご質問でございますけれども、メールの内容につきましては全般的な話になります。資金だけじゃなくて、向こうのほうでの動きも含めてトータル的な話を送ってもらうと。我々としては、今ほど副村長さんがお話ししましたとおり資金が一番のネックになっている部分でございますので、その部分については時期も含めて早々に明示していただきたいというようなお願いを毎回毎回やっているということでございます。きょうも来ておりますし、昨日もメールのほうは来ております。そんな状況です。以上です。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今の総務課長のご答弁も、それでは時期的なものではなくて、事業に関する動き等についての連絡であるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 失礼しました。時期的な部分といいますか、そういった部分も含めて来ておりますけれども、先ほど副村長が申し上げましたとおり、実際のやはり入金の確証を得られなければこういった情報については開示もできませんし、皆さん方のほうにもお話しできないということで、その情報については随時確認をとりながらやっているということで、中にはそういった日にちを入れることもありますけれども、実際それが実行される確証のあるものをもらっておりませんので、そういったものも含めてのやりとりを今やっているというような状況です。あと、細かなところになってきますとまた先ほど申し上げました住民訴訟の関係もございますので、一部こちらのことは濁させていただく部分もございますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 村長さんに再度お伺いするんですが、先ほどと重複する部分もございますけれども、やはりここまで長期間にわたって事業がおくれている現状と、それから、やはり村長さんの任期は一旦でございますけれども12月に参るわけでありまして、仮にこのまま入金となされなかった場合、村長さんはその12月の任期をどのようにお迎えするのか、ちょっと漠然な言い方ですけども、それまでに何らかの意思表示といいますか、任期が来てもし村長退任するのであればそのままもう次の方にバトンタッチということでお考えなのか、再度もう少し踏み込んでご回答いただければありがたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） このことに私の村長の任期のことについての関連するご質問であります、私が今後村長を続けるかどうかというのは、現在まだ自分自身も決めてはおりません。また、このことに限らずいろいろな懸案事項もありますので、そういうような見通しということも考えているところでありまして。しかし、私の立場は村長という立場で今の伊藤議員のお話の中で対処いたしておりますので、これは村の代表としての取り組みである、そういうふうな考えであります。また、今ほども申し上げましたように、これがどうなれば任期とかそういうようなことまで現在はまだ考えておりませんので、ご了承、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 最後になりますけれども、冒頭でも述べさせていただきましたけれども、当バイオマス事業実施に向けた動きがスタートして4年5カ月余りが経過いたしました。残念ながら具体的な事業実現の段階には至っていない現状であります。そのような中、平田村長の現任期も12月に迫っております。村民の多くが先の展望が見えないバイオマス事業に不安を抱いております。このことを踏まえ、私どもはやはり、今現在はまだ村長さんはそういう期限というのは決めていないということですけども、多くの村民は今のご答弁では到底納得はできないのではないかと私は思っております。私など地元に戻りますとやはりいろんな支援者の方から、バイオマス事業の進展がないのは、あるいは次の方向を見出せないのは議員がだらしなからだというようなことを私よく私の支援者からは言われるところでありまして、私としましては精いっぱい一般質問等で村長さんにお聞きしているところでありまして、何とか平田村長さんにはバイオマス発電事業に関する重要な判断を示していただく時期の設定を要請すべく、本定例会、3月21日の本会議において議員有志数名によりまして議員発議で議案を上程したいということで考えております。これから予定でありますので、話がうまく進行すればでありますけれども、そのような準備を今しているところでありまして。このような上程あるいは採決になっても法的拘束力はないということも承知しておりますけれども、やはり議員もここまで真剣に考えているということをお感じいただきまして、何

とか任期の前、返済期限が訪れる9月等を目途に何らかの一定の意思表示を示していただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。14時15分まで休憩します。

午後2時04分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの2番議員の一般質問について追加の説明がありますので、総務課長、どうぞよろしくをお願いします。

○総務課長（加藤善彦君） 先ほど伊藤敏哉議員のほうからご説明ありました覚書の期限の関係でございますが、確認させていただきました。この時点での話でございますが、この年の12月15日までに500万ドル、5億円ですね、これについては融資をするという覚書のほうは交わされておりましたけれども、実際にはそれは実行されなかったということでございます。以上です。

○議長（近 良平君） 続きまして、4番、加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。よろしくをお願いします。

村の医療機関であります関川診療所について、前日に広報無線で告知し、急遽休診になるようなケースが見受けられたようであります。利用者（患者）にとって寄り添った診療ができていますかお聞きしたいと思います。

また、村として今後の関川診療所のあり方、運営方針を村長にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま加藤議員の関川診療所の運営についてご質問いただきました。お答えをいたします。

第1点であります。ご質問では急遽休診になるケースについてであります。

診療所の休診につきましては、1カ月ぐらい前から事前に医師から教えていただくようお願いしております。事前にわかっている場合は、治療に来られる方々には翌月の休診日を事前にお伝えして、別な日に変更をお願いしてきているところであります。しかし、医師の都合で急遽休診という場合は住民の皆さんにご不便をおかけいたしましたことありまして、深くおわびを申し上げます。できる限り1カ月前くらいには患者の皆さん方にはお伝えできるように配慮していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いします。

次に、今後の関川診療所のあり方、運営方針についてであります。

現在、村だけでなく全国的にも医師不足が大きな問題となっております。そんな中で関川診療所

は、過疎、高齢化が進む村の身近な診療機関として、病気の初期治療、安定期の治療、そしてひとり暮らしや高齢者だけの世帯の在宅治療を担当いたしておりまして、必要であれば専門医につながる役割も担っているところでもあります。また、医療を提供するのみでなく、患者を取り巻く状況や生活の中での問題点を把握する役割も担っております。例えば、患者のお話から病気以外の訴えも拾い上げて関係機関に連絡したり、必要であれば介護サービスへとつなげていくことでもあります。

高齢者の体の能力は年々衰えていっております、診療所へ受診に来るのは困難な方も見受けられますが、そのような患者さんには訪問診療、訪問往診を行い、希望があればみとりを行えばよいと考えております。訪問診療のよいところは、移動と待ち時間の軽減、家族の通院に係る負担の軽減、定期的な訪問による継続的な治療の実現など、住民にとっては多くのメリットがあると思っております。村では平成16年から交通手段を持たない高齢者のために田麦千刈地区への冬季送迎を行っております。今後も続けたいと思います。また、平成25年度から実施しております九ヶ谷地区はなみの里での巡回診療も同じように継続していきたいと考えております。それらの事業を続けながらさらに新たな住民ニーズに応えられるよう、村の診療機関として村民の健康と医療の充実を目指していきたいと考えております。ご指摘、ご質問ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

関川診療所の年間の利用者数というのがもしわかりましたら、参考に教えていただきたいんですけども。前年度ぐらい。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 1日当たり30人ぐらいということで報告を受けておりますので、ちょっと年間で、電卓でちょっと計算できないんですけども、その数字と聞いております。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） わかりました。ありがとうございます。恐らくその30人の1日の利用者の方は高齢者の方が大半ではないかなというふうに思いますので、本当に移動するにも困難、交通の手段のなかなか困難な方が多いというふうに考えますので、公共の医療機関ということで独立の採算をとる企業的な経営とまた公共性の二面性を有していかなければいけないというふうに思いますけれども、独自の営業努力も必要かなというふうに考えますので、その辺を考えていただきながら、また、村民が安心して医療サービスを受けられるような医療のあり方、方向性を村長さんからご答弁あったように今後とも考えていっていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご要望、ご指摘ありがとうございました。診療所の役目についま

しては先ほどお話しいたしました、そのような趣旨でこれからも対処してまいりたいと思っておりますし、診療所の実際面におきましても今議員がご指摘のようなこともございましたので、注目してまいりたい、このように考えておりますので、またご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。私も急遽休診になった日を調べたんですけども、そんなに何日もないようなんですけども、ただ、村民の方がそういう印象を受けるというのは何かほかにも問題があるのかなということも考えながら質問させていただきました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（近 良平君） 次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 座席番号7番、高橋正之でございます。よろしくお願ひをいたします。

昨年の3月の定例会におきまして、大石川沿川にあります農業用施設の老朽化の対策について質問をさせていただきました。その答弁は、平成28年度に機能診断を行い、施設の事業化について調査検討を行うということでありました。機能診断の結果と調査検討の内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目は、一昨年、金俣の林道なんです、一部崩壊いたしまして、林道、用水路の復旧事業についてであります、昨年、下越森林管理所では復旧の事業が予算化されたというふうに聞いております。復旧の内容がわかりましたらお聞かせをいただきたい、そんなふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋正之議員から農業用水の施設についてご質問いただきました。お答えを申し上げます。

第1点であります。

大石川流域にあります上川口、安角、黒岩の3つの頭首工は地元の水利組合が管理する農業用取水施設でありまして、いずれも羽越水害後の昭和44年、1969年に建設されまして老朽化が著しい状態であります。これらにつきましては、平成28年度に頭首工の機能診断調査を業者に委託いたしております。委託した内容は、施設の診断調査、強度調査などに基づく経済効果算定、そして計画概要書の作成であります。現在はまだ成果品の納品がありませんが、委託業者と何回か打ち合わせを行っておりますので、それらの情報に基づいてご説明を申し上げます。

頭首工の機能診断の結果では、3つの頭首工とも緊急に補修が必要との診断概要になっております。補修するには多額の費用を要するために、国、県の補助事業を導入して受益者負担の軽減を図っていく必要があります。しかしながら、3つの頭首工をそれぞれ補修すると、費用対



効果に問題がありまして部分的な補修にならざるを得ません。そこで、3つの頭首工を統合いたしまして、上流の金俣集落付近にあります黒岩頭首工から下流の下川口までを1つの系統にしてしまうことができれば問題解決が前進することになりますために、その検討を今進めているところであります。今後、業者から報告書が届きましたら、その内容を地元関係者に説明を申し上げまして、地元のお考えをお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、金俣用水路の復旧工事についてであります。

平成27年4月に国有林内の道路が崩落いたしまして、道路下にあった農業用水路も被害を受け通水不能となりました。田植えが迫っておりましたために、村が支援して応急工事で通水を確保したところでありました。しかし、早期に本格的な復旧工事が必要なことから、下越森林管理所村上支所に事業の実施をお願いしてきたところでありました。幸い平成28年度の国の補正予算で対応してもらえんことの報告を受けておりました。先月末に村上支所から復旧工事を発注したとの連絡がありました。工事は雪解け後に入りますが、用水路の工事は、5月の連休前から8月末にかけては田んぼで稲作に必要な通水、水の期間でありますので、この期間を中断いたしまして、9月以降に本格的に工事を行うということでありました。なお、地元用水組合にはその都度情報をお伝えしておりました。昨年の9月には計画概要の説明を行いました。

以上であります。ご質問いただきましてありがとうございました。

○議長（近 良平君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。今お聞きしたところによりますと、黒岩から一連で水路をつなぐという計画を考えておられるということですので、ぜひ実現に向けてやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

農業用施設と農業は関連をいたしますのでもう1点お聞きしますが、過疎地域の自立促進の計画の変更ということを議案の中にうたっておられますが、村内の耕地の第2次基盤整備の必要性、農業生産の継続と経営の安定化を図る必要というふうに議案で上げておられますけれども、お考えをお伺いいたしますが、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 過疎計画の中の話。過疎計画の中の話はちょっと後にしてもらえませんか。またそのときに話がありますよね。また別な議案のときに出てきますので、そのとき質問してください。

○7番（高橋正之君） わかりました。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） これで一般質問を終わります。

○議長（近 良平君） 日程第5、議会活性化対策調査特別委員会委員長の報告を行います。  
委員長、伝 信男さん。

○議会活性化対策調査特別委員長（伝 信男君） 議会活性化対策調査特別委員会報告書（中間報告）による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。  
委員長、ご苦労さまでした。  
以上で委員長報告を終わります。

---

日程第6、議案第3号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約  
の変更について

○議長（近 良平君） 日程第6、議案第3号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第3号の提案理由をご説明いたします。

し尿処理に関する事務を胎内市に委託している自治体のうち、新発田市が脱退することになりまして、その規約の変更であります。よろしく願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7、議案第4号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第7、議案第4号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。

この条例改正はいわゆるマイナンバーに関連するものであります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) 議案第4号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、個人情報保護法及び番号利用法の一部が改正されまして、法律が27年9月に公布されて、昨年12月20日にこの改正個人情報保護法の全面施行を本年5月30日にすると政令で閣議決定されました。これを受けての条例の一部改正でございます。

はぐりまして、第2条のほうにございますが、第2条第1項第6号では、情報提供者等記録の中に番号法第26条に規定する個人データを第三者に提供した場合の提供年月日、第三者の氏名、名称等の一定の事項の記録及び個人データを第三者から提供を受けたときの第三者の氏名、名称等、当該第三者がその個人データを取得した経緯について確認するとともに、受領年月日、確認した事項等の情報についてもこの情報提供等の記録というところに含まれるというものでございます。ちょっと回りくどくなっておりますけれども、これにつきましては名簿屋対策ということで、こういった情報が売買される、こういったものを防ぐために、第三者提供に対するトレーサビリティ、履歴のほうをしっかりと確保を図るというものでございます。

次に、第32条第1項第2号でございますが、保有個人情報の提供先等への通知、こちらのほうに条例事務関係情報照会者、特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関がこの情報照会者という立場なんです、こういった方と、条例事務関係情報提供者、個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者といいますけれども、こちらのほうを含めるというものでございます。

次の33条につきましては、番号法、番号利用法の条ずれによる改正でございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8、議案第5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第5号から議案第7号までの3議案につきましては、いずれも関連法令の改正に伴う条例改正であります。

詳細は総務課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

説明に入ります前に、申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。3ページ、改正後の3ページの下段で「(介護時間)」というのが「第15条2」と書いてございますけれども、こちらのほうに「15条の2」と訂正をお願いいたします。「第15条の2」と訂正願います。

それでは、ご説明申し上げます。

育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法の改正に伴いまして、介護休業を3つの期間に分割して取得することを可能とすることと、介護のための所定労働時間短縮措置を設ける等の見直しを行ったものでございます。

第8条の3第1項は、育児休業等対象となる子の範囲を現状法律上の親子関係がある実子、養子、このほかに追加するもので、特別養子縁組、養い親が実の子として養子を育てることに配慮した制度で、戸籍表示で「養子」「養父母」といった言葉を用いず、「長男」「父母」と実子と同じような言葉を用いる、こういった制度のある特別養子縁組の監護期間の子並びに養子縁組里親に委任されている子、その他これに準ずるもの、これを加えるものでございます。

同条2号、小中一貫校を指す義務教育学校の小学生が学ぶ前期課程、それと特別支援学校の小学部、これを加えたものでございます。

第8号の4第4項は、第2項の3歳に満たない子のある職員を当該要介護者を介護に加えるとともに、第2項中、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難」、この言葉を「公務の運営に支障がある」と読みかえをしたものを加えるものでございます。

第11条では、介護時間、これを職員の休暇の中に加えるというものでございます。

次に、第15条では、介護休暇に現状「連続する6カ月の必要と認める期間」を「3回を超えず、かつ通算6カ月を超えない範囲の指定期間」に改め、そして分割して介護休業をとりやすくしたというものでございます。

15条の2の介護時間は新たに加えられたもので、労働時間の短縮として連続する3年の期間内で2時間を限度にとることができ、勤務しない時間につきましては給与の減額で対応するというものでございます。

続きまして、議案第6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これにつきましても訂正をお願いいたします。4ページお開きください。4ページ、改正後の第3条第1項第1号の線が引かれた部分のところなんですけれども、「出産に係る子が次に掲げる場合に該当する」となっておりますけれども、この「する」を削除願います。それと6ページ、改正後の第22条第2項中、空欄になっている部分があるかと思えます。「第 条第 項第 号」となっておりますが、こちらのほうを「第11条第1項第8号」と訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間の子及び養子縁組里親に委任されている子を加えるものでございます。

第2条第1項第3号（イ）は、非常勤職員で子が1歳6カ月になるまでの間に雇用契約があるかわからない場合、こういった方についても育児休業をとることができるとするものでございます。これにつきましては、非常勤職員、我々のほうで臨時職員と言ったりもしますが、実際には非常勤職員、こういった方々については単年度契約で契約はされていますけれども、この方々の次年度の雇用が保障はされていないというようなこともあって、ただし、そういった場合であっても育児休業はとることができるということでございます。あわせて、期間につきましても1歳から1歳6カ月までということで延長されたものでございます。

3号のイにつきましては、条ずれによる修正と、「到達日」を「達する日」に改めたものでございます。

第2条の2は、養育里親に委託されている児童、これを加えたものでございます。

それから、第3条第1号、第2号、これにつきましては条文を2つに分けて説明、整理したものでございます。第2号のイでは、養子縁組等が不成立の場合を加えるというものでございます。

以下、各号につきましては繰り下げとなります。

第10条の第1項第1号、第2号、これにつきましても先ほどと同様に、改正文、これを2つに分けて1号、2号としたものでございます。

第22条第2項は、労働基準法のほうでは「育児時間」と定めていますが、これを村の規則の規定による「特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に改めるものでございます。

第3項につきましても、「介護するための時間の承認を受けて勤務しないもの」を加えたものでございます。

以上が第6号の説明でございます。

続きまして、議案第7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

関川村職員の勤務時間、休暇に関する条例との整合性を図るため見直しを行うものでございます。

第11条中、給与の減額の対象となる休暇の対象から、介護休暇の承認を受けた場合、これを除くとしたものでございます。介護のため所定労働時間の短縮措置が設けられたことから、今回削除するものでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい

て質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号から議案第7号は、総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第11、議案第8号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第11、議案第8号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第8号の提案理由をご説明いたします。

この条例は、地方税法及び関連規則などの改正に伴うものであります。

詳細は税務会計課長に説明をさせます。よろしく申し上げます。

○議長(近 良平君) 税務会計課長。

○税務会計課長(井上広栄君) 議案第8号でございますが、税条例の一部改正につきまして新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページの上でございますが、村民税の申告ということで第25条の2でございます。これにつきましては各種所得控除に関連する部分でございますが、下線を引かれた字句でございますが、新たに加わるというものでございまして、法改正に合わせて整備するものでございます。

それから下のほうの附則でございますが、これは個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長に合わせて改正するものでございます。

以上であります。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第12、議案第9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第9号の提案理由をご説明いたします。

この条例は、関連法令の改正に伴う改正であります。

詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 議案第9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国は、平成28年4月1日施行により、18人以下の小規模な通所介護事業所を県指定から村指定の地域密着型サービスに移行するとしております。具体的には診療所の隣の関川村デイサービスセンターふれあいの家が対象となっております。国は条例改正期間の緩和措置を平成29年3月30日までとしているために、切れ目なく3月31日付で改正をするよう指示しております。そのため村の条例に加えるものでございます。

24ページ、条文を加えておりますが、1ページの目次で説明させていただきます。



この改正で、地域密着型通所介護を第3章の2として加え、内容は国の基準と同じにしております。地域密着型通所介護は皆さんが通常呼んでおられますデイサービスでございます。原則、事業所が所在する市町村民のみが利用できるサービスで、所在地の市町村長が指定、指導、監督を行うことになっております。指定基準は、基本方針、人員基準、設備基準、運営基準が定められています。第2節人員基準では、従業員の知識、技能、従業員数に関する基準を定めております。3節から4節の設備、運営基準は、地域密着型サービス事業所に必要な施設の設備基準、保険給付の対象となるサービスを実施する上で求められる運営基準を定めております。

なお、事業所が基準に違反したときや利用者の体の安全に危害を及ぼしたり村の指示に従わなかった場合は、村長は直ちに指定を取り消したり一部の効力を停止したりする権限を持っています。

また、第5節以降の基準ですが、関川村ではこのサービスを実施している事業所はまだございませんが、条例上はこのサービスも加えさせていただきました。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤でございます。

今ほど中東課長さんから説明いただきましたけれども、利用者からしますと、端的に言いますと今までとどのあたりが変わったというようなことで概要説明いただけるものでありましたら、お願いしたいと思うんですけれども。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 利用者の皆さんからは今までどおりで、県の監督から村の監督に移ったということで利用者の皆さんには影響はないと考えております。

○議長（近 良平君） いいですか。（「ありがとうございます」の声あり）これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

---

日程第13、議案第10号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第14、議案第11号 関川村水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第15、議案第12号 関川村簡易水道条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第13、議案第10号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第12号 関川村簡易水道条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第10号から議案第12号までの条例改正につきましては、それぞれの所管の税務会計課長、住民福祉課長に説明をさせますので、よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 水道課でないですかね。税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） それでは、議案第10号でございますが、国保税条例の一部改正でございますが、新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページの上ということで、附則12、13条、この項が新たに加わるというものでございまして、所得税法の一部改正に伴いまして、株で得ました利子とか配当、いわゆる分離課税でございますけれども、これも国保税を計算するときに用いる所得割軽減判定に用いる総所得に含めるという規定の整備であります。新たに加わるものでございます。

それから2ページの下の方でございますが、14条、15条、これは条のずれによるものの整備であります。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 議案第11号 関川村水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。詳細について説明いたします。

ページはございませんが、次のページの表をごらんください。改正後にアンダーラインの部分でございます。今まで地区のほうが集落名だけで表示されておりましたが、そこへ「以上の地区の一部」というふうな文言を追加することでございます。この内容は、地区、集落名全部となりますと、山の上とかそういったところも、どんなどころでも給水しなければならないということがなるために、標準的な条例に合わせるということでこの「以上の地区の一部」というふうな文言を追加したものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第12号 関川村簡易水道条例の一部を改正する条例の概要について説明申し上げます。

先ほど申し上げました上水道と同じでございまして、地区のほかに「以上の地区の一部」というふうなことで、先ほど言いましたように、どんなどころでも給水しなければならないことが起こらないために追加したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第10号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 関川村水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。  
9番。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

水道条例の一部を改正する、この条例ですね、下関、上関、辰田新とずっと各集落名が載っています。その集落内で一部まだ水道が配備されていないという部分があるということでこういう形になったんですか。

○議長(近 良平君) はい。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 地区となりますと行政区ございますが、その行政区が例えば集落境全部が例えば下関だったら下関となってしまいますので、例えば下関の例えば山のとっぺんとか、そういったところがもし建物を建ててここに水引いてくださいとなった場合、水道法上引かなければならないということになりますので、それを防ぐために、物理的に無理な部分がございますので、そういったものをこの文言でそこは引きませんと断ることができるということでございます。

○議長(近 良平君) 9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) ということは、今課長のほうから高低差の説明あって、高いところはちょっと無理なのでと。じゃあ距離も関係あるわけですか。前も、例えば下水道に関すれば下水道本管から何メートル離れているからだめですよと、そういうようなことで言われたこともあるんですけども、その基準というのはあるんですか。例えば水道本管から何メートル離れたところまではちょ

っとできませんと、そういう基準はどうなんですか。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 距離的には、例えばそこまでポンプとかそういったもので行けるかどうかという検討をしなければなりませんので、物理的な無理な場合とかそういったことで検討した上で判断させていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） お願いします。済みません、今11号でしたっけ、12号でもいいんですか。

○議長（近 良平君） 11号。（「済みません」の声あり）同じことじゃないの、いいです。同じ議案だ、これね。じゃあ3番、もう1回。（「いいんですか。12号ですけど」の声あり）同じことでしょう。

○3番（小澤 仁君） 今課長からの説明で、「以上の地区の一部」の改正ですというような説明あったんですけども、計画給水人口が変わっているのと、1日最大給水量も変わっていると思うんですが、この辺説明いただいていいですか。

○議長（近 良平君） 次のほうですね、12号のほう。簡水のほう。（「簡水です」の声あり）

○建設環境課長（高橋賢吉君） 済みません。今のご質問ですが……（「実態に合わせた」の声あり）実態に合わせた給水人口、計画人口というふうに解釈していただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 人口減の数字の訂正ということでよろしいですか。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 人口減も含めまして、はい、そういうところです。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 関川村簡易水道条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

休憩します。3時20分まで。

午後3時05分 休 憩

---

午後3時20分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第16、議案第13号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第9号)

日程第17、議案第14号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第18、議案第15号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第19、議案第16号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第20、議案第17号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第21、議案第18号 平成28年度関川村有温泉特別会計補正予算(第1号)

日程第22、議案第19号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算(第2号)

日程第23、議案第20号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第24、議案第21号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（近 良平君） 日程第16、議案第13号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第9号）から日程第24、議案第21号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第13号から議案第21号までは平成28年度の各会計の補正予算であります。

決算を見通した内容で編成しております。一般会計では1億9,300万円を減額しております。財源不足を補う財政調整基金について繰入額を5,800万円減額しました。間もなく交付されます特別地方交付税の決定に期待をいたしているところであります。

それぞれの会計につきましての詳細は、所管の総務課長、住民福祉課長、農林観光課長、建設環境課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第13号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明を申し上げます。

今ほど村長からもお話があったとおりでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,300万円を減額しまして、歳入歳出の総額はそれぞれ50億4,800万円とするものでございます。

各款項区分の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりますのでごらんいただきたいと思っております。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明申し上げたいと思っております。7ページをお開きください。こちらのほうにございますものにつきまして内容のほう説明をさせていただきます。2款の総務費の情報システム管理費、これにつきましてはマイナンバーのカード発行交付事務、これを窓口で行ってございますが、これに係る事業費でございます。

3款民生費、これにつきましては臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業ということで、さきに補正したものでございまして、今現在、申請等を行っているものでございます。内容的には、住民税の非課税者につきまして1万5,000円を支給するというものでございます。

5款の農林水産業費、林道専用道路整備事業、これにつきましては宮前線開設に伴います森林組合への補助をする事業でございます。

7款、2つございますが、道路橋梁整備事業費、下のほうでございますが、下段のほうは消雪パイプの更新事業費でございますし、上のほうは道路橋梁維持費、これにつきましては、この消雪パイプを更新した場合に周囲の舗装等を行うわけでございますが、そういった単独で行う事業でございます。

8款消防費、施設整備費、これにつきましては現在建設を行っております金丸のポンプ小屋の新

設工事が該当してございます。これらについて繰越明許費のほうで計上させていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

19ページをお開きください。給与関係につきましては、38ページから40ページの給与費明細書等が載っておりますので、後ほどそちらで説明をさせていただきますので省略させていただきます。

それぞれに今回は決算を見越してということで事業精算が主になりますので、これにつきましては減額になる部分も含めて主だったものを説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

1 款議会費 1 項 1 目 11 節の印刷製本費、これにつきましては、議会報をつづる表紙、こちらのほうを2,400部印刷作成するという経費でございまして、4月1日の広報配布時に配布を予定しているものでございます。

続きまして、20ページ、総務費の1項2目15節の工事請負費になりますが、戸別受信機の設置撤去ということで、これは予算不足による補正でございます。6目11節の修繕料20万円、これにつきましては、防犯灯の修繕、こちらのほうで不足が生じたということで補正を行うものでございます。それから、7目地域振興費の中の報酬、そして旅費、需用費、次のページの使用料賃借料、これらにつきましては、先ほども一般質問がございました地域おこし協力隊、こちらのほうの今回採用がなかったということで事業費のほうを落とさせていただくというものでございます。

続きまして、23ページ、3 款民生費 1 項 1 目 28 節繰出金につきまして3,000万円減額になってございますが、国保会計の基準外繰出金ということで3,000万円計上したのですが、これについては国保会計の中で調整ができたということで繰り出しを行わないということで減額をさせていただいたものでございます。その下の賞賜費、これにつきましては、介護保険の利用しなかった者へ3,000円の商品券を送るというこの事業、これにつきまして実際利用されなかった人の数で計上したんですが、実績としてはそれ以上に少なかったということで60万円を減額したものでございます。

続きまして、ずっとこの辺は事業精算になってございますので、28ページまでいきまして5 款農林水産業費 1 項 3 目 11 節、農業経営力向上支援40万円、これにつきましては、南中地内で農業法人化する団体がございまして、こちらのほうに県からの補助を受けるというものでございます。その下の水田利活用推進補助金、これにつきましては村の減反の補助金でございまして、実績に伴いまして今回計上するものでございます。

続きまして31ページ、6 款商工労働費 1 項 5 目工事請負費、スキー場の工事請負費でございまして、当初、スキー場の屋根の雨漏り、こちらのほうの修繕工事のほうを予定していたんですが、様子を見てますと雨漏りのほうがおさまったということで、今回はこの40万円につきましては減額をするというものでございます。

それから32ページ、7款土木費3項2目県負担金、急傾斜地崩壊防止工事負担金、これにつきましては南赤谷の崩壊防止の工事に伴います県の負担金でございます。なお、事業につきましては新年度継続で行われるということでございます。

33ページ、5項1目需用費の住宅管理費、こちらのほうで光熱水費と修繕料が計上されてございますけれども、これにつきましては、空き家、空き室の関係で維持費がかかったのと修繕を行うということで今回計上をしたものでございます。

それから34ページ、9款教育費1項3目児童生徒入学支度金補助金、これにつきましては同和地区の児童生徒を対象とした補助金で、県から2分の1、そして村から2分の1ということで補助金を出すものでございます。

38ページ以降になりますが、先ほど申し上げました給料関係の明細、給与費明細書につきましてご説明申し上げます。特別職の共済費の減額ということになってございますが、標準報酬方式によりまして年金が厚生年金に一本化されたということで、これによりまして、村長、副村長の年齢による保険料がございまして、こちらのほうが不要になったということで63万円減額をしたものでございます。次の一般職員の関係ですけれども、これにつきましても先ほど申し上げました厚生年金への移行によりまして共済費のほうが減額となったということでございます。

40ページのほうの給料、職員手当の増減の関係ですけれども、給料につきましては、年度途中で退職者が1名あったこと、あるいは現在休職している者があるといったようなことで減額となっております。職員手当につきましては、今ほどの方々の関係と、あと選挙時の時間外の減少ということで、特に県知事選挙のときに開票事務等も含めて時間外が少なくなったということによるものがありますし、あわせて、児童手当、この対象、当初見越したものよりも大幅に減少したということによりまして六百何がしという減額という形になっております。

41ページ以降につきましてはごらんになっていただきまして、当初に説明、一般質問のほうでも説明ありましたとおりで、有利な交付金の算入がある村債が大半だということで、一番右の下のほうですね、それぞれ41、42ページのほうを見比べていただいて、こういった形で財政運営をしていますよということでご説明にかえさせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。1款村税、これにつきましては決算を見越しての見込み額を計上したものでございます。特に1款村税の2の法人村民税につきましては、企業の好調不調によりまして上がってくる税の額が大変変わるということで、今のところは好調だというふうに聞いておりましてこういった4百何がしという数字になっております。

続きまして、10ページの12款使用料及び手数料2目で民生費使用料、ゆうあい施設料ということでこちらのほう少し増えてございますが、これは利用者の増加によるものでございます。それから、



6目の住宅使用料、これにつきましては空き室の期間があったということで使用料が減額となっているものでございます。

13ページをお開きください。13ページ、14款県支出金2項1目総務管理費県補助金、生活交通確保対策県補助金ということで、これにつきましては村内の路線バス運行会社への補助金でございます。

14ページ、4目1節細節1の農業委員会県補助金、これにつきましては農業委員会の人件費に対する補助金でございます。細目15、こちらのほうに書いてます15で機構集積支援事業県補助金、これにつきましては、税務会計課の地籍システム、これを利用してタブレットで農地管理を行うシステム、これを行ったわけですが、このシステムに対する補助金でございます。次の17、農業経営力向上支援事業県補助金、これにつきましては先ほど支出のほうでお話ししました南中地内で法人化する団体があるといった話のものこのこれに対します補助金でございます。それから、一番下のほうに書いてございます同和地区児童生徒入学支度金支給事業県補助金、これにつきましては県からの補助金ということで、村のほう同額を計上しております。2分の1の補助ということでございます。

続きまして、16ページ、15款、一番上になりますけれども、こちらのほうで物品売払収入がございますけれども、これにつきましては、ことしスクールバスの更新を行いましてスクールバス2台、これを売却しました。その財源でございます。

19款の諸収入4項1目わかぶな高原スキー場経営安定貸付金回収金ということで、マイナスの2,000万円になってございますが、これにつきましては、スキー場の経営状況を考慮しまして今年度は回収を行わないということで、これについては、新年度以降5カ年、5年に分けてそれぞれ回収を行うということにしたものでございます。それによって減額とさせていただいたものです。

17ページ、6項2目雑入の細目19、市町村振興宝くじ等交付金、これにつきましては例年額が確定した後に計上ということで、今回こちらのほうに計上させていただいたものでございます。

20款村債につきましてはですが、事業精算によるもので、林道整備事業債、これにつきましては安角地内板橋線の舗装工事、そしてその下の除雪機械はそのまま除雪機械の購入によるものですし、下の県防災行政無線につきましては、28年度、県のほう全県一斉に県内の防災行政無線を整備したわけですが、これに伴うものでございます。それから、柔剣道場整備事業債、これにつきましては柔剣道場の改修設計委託、この事業によるものでございます。最後にスクールバスの購入事業債、これにつきましては精算による減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第14号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,000万円とするものでございます。

最初に、211ページの歳出から説明いたします。

2款保険給付費、退職被保険者療養給付費でございますが、この制度はもう平成27年から新規加入者は入れないということで、もう減っていく一方というか、激減していつていることによります減額でございます。

それから、3款後期高齢者支援金も決算見込みによる減額でございます。

次のページでございますが、6款介護納付金、これも決算見込みによる減額でございます。

7款共同事業拠出金、国保連へ支払うものでございますが、これも決算見込みによる減額補正でございます。

それから、213ページ、8款保健事業費、これは臨時雇用賃金を落としておりますが、臨時職員から正職員に配置がえをしていただきましたので、未執行による減額でございます。

続いて、206ページの歳入をごらんください。

1款国民健康保険税、これも1目、2目とも決算見込みによる減額でございます。

次のページ、207ページ、分担金及び負担金、4款国庫支出金、いずれも決算見込みによる減額でございます。

208ページ、5款療養給付費等交付金、これも退職者医療の関係が激減による交付金の減でございます。

それから、6款前期高齢者交付金、これも決算見込みによる減額でございます。

それから、209ページ、7款県支出金、これも決算見込みによる減額でございます。

8款共同事業交付金、これも、国保連から入ってくるんですが、決算見込みによる減額でございます。

次のページ、210ページ、10款繰入金も同様でございますが、ここで補正額が大変多くなって減っているという、3,425万6,000円とございますけれども、1節、3、5とありますが、基準外繰入金、ここで3,000万円ほど落としております。単年度収支が黒字の見込みのために一般会計からの繰り入れが全額不要となったもので、戻しております。

それから、11款繰越金、これも3,190万円の減額補正でございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,080万円とするものでございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

305ページをごらんください。1款施設費、給与の減額と臨時雇用賃金というのが減っておりますが、臨時的にお願いすることも考えて予算計上しておりましたが、その分を減額するものでございます。

2款医業費、実績見込みにより減額でございます。

そして、前のページ、304ページの歳入をごらんください。

1款診療収入、診療報酬収入500万円減額でございますが、実績に基づく減額でございます。

4款繰入金、収入の減に伴う繰入金の増額補正300万円をするものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億230万円とするものでございます。

最初に、408ページの歳出から説明いたします。408ページをお開きください。

歳出1款総務費、見込みによりまして減らさせていただいております。委員の謝金等、サーバー等の減額でございます。介護は毎年国、県から負担金が必要な見込み額より多く入ってきておりますので、そして翌年度返還するという流れになっております。

次のページ、409ページ、介護認定審査会費、これも認定審査会共同設置負担金でございますが、村上市からの決定通知に伴う減額でございます。その下の手数料、介護認定時の医師の意見書作成手数料の減額、ケアマネさんの認定調査委託料の減額でございます。

その下、2款保険給付費、各サービスの減額でございます。上のほうは、1目のほうは要介護1から5の方、下の介護予防のほうは要支援1から2の方のサービスでございます。

4款地域包括弛緩センター運営費、先ほど総務課長さんがおっしゃいました厚生年金への移行による減額でございます。

次のページ、411ページ、5款地域支援事業費でございますが、総合事業精算金、住所地特例者が他市町村で総合事業を受けたときのための予算でしたが、その減額でございます。その他事業費、各種細かい委託料をしておりますが、この減額補正でございます。

次に、歳入、404ページをごらんください。

1款保険料、介護保険料でございますが、460万円特別徴収分、見込みによりまして減額でございます。

国庫支出金、3款でございますが、これも国からの給付に対する交付金、交付見込みに合わせた減額でございます。2項国庫補助金、これも国の財政調整交付金、交付見込みに合わせた減額でござ

ざいます。

次の405ページ、4款支払基金交付金、支払基金からの給付に対する交付金でございますが、やっぱりこれも交付見込みに合わせた減額でございます。

5款県支出金、これも県からの給付に対する交付金、見込みに合わせた減額でございます。

ずっときまして7款繰入金ですが、これも事務費繰入金の減額でございます。人件費と支援事業の残の減額でございます。

それから、8款繰越金、実績に合わせた増額補正でございます。

次の407ページをお願いいたします。

9款諸収入ということですが、むつみ荘のファンルーム利用料の自己負担分、減った分の減額でございます。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,850万円とするものでございます。

最初に、507ページの歳出から説明いたします。

歳出1款総務費、臨時雇用賃金を落としておりますが、臨時職員から正職員に配置がえになっているため、このところで減額しております。人間ドック委託料も実績見込みにより減額しております。2項の徴収費でございますが、社会保障のマイナンバー関係のシステム経費なんです、年度途中の国の制度改正によりまして改正不要になったための減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、これも被保険者が減少して保険料等減っていますので、それに基づく納付金も実績で落としております。

次に、歳入を説明いたします。504ページをごらんください。

歳入1款後期高齢者医療保険料、これも実績に基づく調整でございます。

それから505ページ、3款国庫支出金、これは後期高齢者医療制度特別対策補助金なんです、長寿健康増進事業に対しての国の補助金として、地区別の健康教室とかゆ〜むの利用券とか人間ドックの費用助成とか国からいただいているものです。実績に基づいて落としております。

4款繰入金、こちらのほうも落としております。

それから、次のページ、5款繰越金、13万4,000円でございますが、以上です。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 601ページをお開きください。議案第18号 平成28年度関川村有温泉

特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加いたしまして、総額を790万円とするものでございます。

最初に、604ページ、歳入をお開きください。

130万円につきましては、前年度の繰越金というふうになってございます。

続きまして支出でございます。605ページをお開きください。

施設費でございますけれども、需用費の温泉施設管理費でございますけれども、光熱費を138万円減額させていただきました。これにつきましては、3号井のポンプを大きくしましたので、料金も上がるのかなというようなことで計上させていただいたんでありますけれども、大きくなったおかげでフル稼働しなくて休む時間帯が生じまして、結果的に安く料金は変わらなかった、こういうことでの減額でございます。

続きまして、修繕料でございますけれども、配管されている温泉送湯管の管の洗浄とか、漏水がございましてその修理に充てさせていただきました。

続きまして、基金積立金でございますけれども、将来ポンプが壊れたときに入れかえできますように積み立てしておるわけでございますけれども、そこに50万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 続きまして、議案第19号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,620万円とするものでございます。

最初に歳出を説明させていただきます。805ページをお開きください。

2款施設費1目水道施設費の実績による不用残で200万円と、工事費の不用残で100万円、合計300万円の減額でございます。これは漏水事故等が少なくなったことと消火栓移設工事の請差でございます。

次に、歳入を説明いたします。前のページ、804ページをお開きください。

3款繰入金1目積立金繰入金は実績による240万円の減額でございます。ほかの支出が減少等により財源ができたので、基金の取り崩しをやめたものでございます。2目一般会計繰入金は実績による407万円の減額でございます。消火栓等移設工事の請差による減でございます。あと繰入金の減でございます。

4款1目繰越金は実績による347万円の増額でございます。これは前年度の繰越金の見込みでございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、901ページをお開きください。議案第20号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,410万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。906ページをお開きください。

1款下水道費1目総務管理費は実績による625万6,000円の減額でございます。委託料におきまして事業計画変更業務委託で維持管理計画を追加する予定でございましたが、県と協議した結果、過年度に実施することになったため、324万円の減でございます。また、固定資産台帳作成業務委託料の136万8,000円は請差による減でございます。2目維持管理費の管渠点検清掃業務委託は実績による53万6,000円の減でございます。大石川専用橋修繕工事の負担金につきましては実績によりまして161万円の減額でございます。

次に、2項1目建設改良費の浄化センター電機設備更新工事の実施設計書作成業務委託は、実績によりまして59万8,000円の減額でございます。これは請差によるものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。904ページをお開きください。

3款1目国庫補助金は実績によりまして29万9,000円の減でございます。これは請差による減でございます。

5款繰入金1目一般会計繰入金は実績によりまして985万5,000円の減でございます。

続きまして、905ページをお開きください。

6款繰越金1目繰越金は実績によりまして255万4,000円の増でございます。

7款村債1目下水道事業債の公営企業会計適用債は実績によりまして140万円の減額でございます。

以上で関川村公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第21号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億130万円とするものでございます。

1006ページをお開きください。歳出でございます。

1款農業集落排水費1目総務管理費の固定資産台帳作成業務委託は実績によりまして284万4,000円の減でございます。これは請差によるものでございます。2目維持管理費、185万6,000円の減額です。内訳としましては、修繕料は実績による50万9,000円の減、それから委託料の処理場汚泥処理委託料は流入量の減少に伴う73万6,000円の減でございます。管渠点検業務委託は実績により61万1,000円の減で、調査する事故等の減によるものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。1004ページをお開きください。

最初に、1 款県支出金 1 目農業集落排水県補助金は補助率改定に伴い38万4,000円の減額でございます。

4 款繰入金 1 目一般会計繰入金は実績によりまして236万7,000円の減額でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は都合によりあらかじめこれを延長します。これにご異義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、延長します。

これより質疑を行います。

初めに、議案第13号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第9号）について質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 16ページの19款諸収入、これスキー場へ貸し付け2,000万円なんですけれども、今回少雪で客数が少なかったということで免除すると。今の総務課長の説明だと来年度から5年計画で返済してもらおうという話だった。それでよろしいですか。今年度はもう免除。ということは、来年度から5年ということによろしいんですか。

というのは、昨年度1,500万円貸し付けして、今年度その1,500万円を返済してもらって、今年度、平成28年度に2,000万円貸し付け。その前、貸し付けするまでは補助金で何とか、それでも赤字だったと。今後、例えばスキー場を運営していく場合、この状態ではなかなか難しいんじゃないかと、そういうふうを考えるわけですね。これからやっぱり、先ほど村長も言われたようにスキー場は冬の関川村の観光施設で大切なところだと。運営していく場合、運営しているわかぶな高原スキー場に関してもなかなかこれではちょっと難しいんじゃないかと。なぜ補助金をやめて貸付金にして、また1,500万円返済されて、それ以上、500万円追加してまた2,000万円貸し付け。それで今回2,000万円とりあえず返済免除して、来年度から500万円ずつ返済してもらおうと。そういうのであれば補助金という形でなぜ残されなかったのか、その辺ちょっと聞いてみたいと思うんですけれども、村長よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 伝議員からのご質問にお答えしますが、補助は補助で、ことしはオープンが1月13日になったということで、補正で補助を計上し控除したわけでありまして。今までも、去年の例もそうですが、貸して翌年また貸して、まず一旦返してもらおうと。これは会計上よろしくない

のではないかという県からの指摘もありまして、貸して、また29年度で貸してこれを返してもらおうというよりも、貸して400万円ずつ5年間で返済してもらおうと。そのかわり来年は貸し出しはしない。ただし、2年続けて大変な減収になるわけでありますから、新年度においてもたしか補助として予算計上しておりますので、貸し付けという形はまず来年はしないということで、今回返済はしないで、来年返済の額を予算に計上しながら5年で返してもらおうと、こういう形にしたものであります。

株式会社わかぶな高原の経営も大変だということはよく知っておりますので、ただし、運営していくためには何とか引き受けてもらうしかない。あわせて地権者から引き続き貸してくれという要請をしているわけですから、その受け皿としてこれはやっぱり守っていく必要があるという、そういう総合的な判断によるものであります。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） とにかく来年から返済金500万円ずつふえるわけです。その分はやっぱりまた負担が大きくなるような気がするんですけども、来年度以降のことも考えればもうちょっとやっぱり……、補助金にしろ貸し付けにしろ、内容的に運営会社とお話し合いしながらちゃんとした管理できるような形でやっていかなければ長続きしないんじゃないかなと思いますし、また、スキー場そのものが老朽化していますので、今回まず7,000万円ほど上げて索道、これはちょっと予算のほうなんですけれども、なかなかやっぱり運営体制が、わかぶな高原スキー場、本当に村営のスキー場としてやっていくのであれば、運営会社だけが何かこう苦しいような思いをしているような気がするんですけども、本当に観光施設でやっていくのであればもうちょっとですね、前回一般質問でも出させてもらいましたけれども、村挙げてご支援していくような、村はいろいろな業者がかかわっている、温泉組合とか観光協会、いろいろかかわっていますので、その辺も含めてもう1回やっぱり見直したほうがいいんじゃないかなという考えなんですけれども、村長、いかがですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伝議員からわかぶな高原スキー場の基本的な考え方についてご意見ございました。

下越地方のスキー場、わかぶな高原のほかに村上市、胎内市にありまして新発田市もございます。上越方面のスキー場と違いまして、雪の積もる、少ない、そういう被害が直接影響してくるのがこの下越地方のスキー場であります。しかも、関川村以外のほかのスキー場はほぼ行政がそれをやっているところでありまして、行政がそこへ金を回すということも可能であります。しかしながら、わかぶな高原スキー場は民間に任せている、やっていただいているところでもありますので、今予算的な処置を講じておりますのがぎりぎりの考え方の中でやりくりしているところでもあります。できればもっと潤沢にして十分に、こういう手続なくてやっていくということも考えられるわけでありますけれども、そういういきさつありますので、その都度議会の皆さん方にお諮りし、村民の理解



を得ながら進めていかなければならない、こういうスキー場でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 21ページ、19の2、通学用定期券購入補助金がマイナス40万円ほど上がっているんですけども、予算を上げた段階から不用になったものなのか、定期購入者が補助を申請していないのか、定期券を買う子が減ったのかあたりまで調べられたかどうかお聞かせいただいていますか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 数のほうは調べていないんですけども、実績による減ということで、実際に購入をされた方、当初は予定数でやったわけなんですけれども、それよりも少なかったということで40万円の減ということでございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） この高校生の通学定期補助というのは関川しかやっていない補助制度だと思うんですよ。村民に対してはすごくもっともっとアピールしてもいいぐらい手厚い補助だと思うんですけども、これが例えば、4年前でしょうかね、実際にこれが適用になったのが。5年ぐらいになりますかね。当時はやっぱり高校生の父兄に対してすごい説明もありましたし、すごい喜んで申請になっていたんですけども、もしかしてそれが気がつかなくて申請をしていない親御さんがいるようだとか残念なのかなと思ったものですから、その辺のところをもし機会があれば説明を重ねるなり調査いただくなりしてもらったほうがいいのかもかもしれません。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） この減額のところからちょっと説明してみたいと思いますが、予算を編成する時期とそれから子供たちがどこの高校に進学するか、これによって差が出てくることは承知いただきたいと思います。また、PRが不足でないかということでもあります、全くそのとおりかもしれませんが、担当のほうでは努めて説明をしながら利用していただくようにしているつもりであります。

これは保護者の軽減と同時に村内の交通機関の利用拡大というふうな両方の面から事業化しております、近隣では、学校給食費に対する補助と同様に、周りでやっていない仕事を村が先駆けてやっているわけありますので、そういう観点からいきますともう少しPRに力を入れる必要があるなというふうに感じております。村内の駅で、あるいは村内に帰るバス、村内を走るバス、こういったのがまずまず前提条件になっておりますから、高校生全てということではない、2つの目的があるということをご承知おきいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 210ページお願いします。先ほど中束課長からご説明ありましたが、10款繰入金の5節基準外繰入金のところ、黒字のために基準外繰り入れは不要でしたということでございまして、3,190万円の総額の減額になっているんですけれども、国民健康保険事業特別会計全体としてはこの数年こういういい流れといたしますか、黒字で来ているのか、何といたしますか、簡単でいいので、概略、近年の国保会計の現状をお願いできればと思います。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(中束正子君) これ、ちょっとまずこの……、どうしてこれをもらわなかったかという理由をちょっと3点だけ説明させていただきます。

一般被保険者の療養費の給付費と高額療養費の決算見込み額が前年度を下回る見込みであること、それと国の調整交付金の特別調整交付金が前年比よりプラス2,200万円程度の見込みがあること、またもう1点目は前期高齢者交付金が前年比より3,550万円ぐらいのプラスになっている見込みがあることということでございます。

国保は被保険者数が減っておりますので、歳入のほうでも減っているというふうになってはいますが、実際は高額な薬、テレビ等、新聞等でもオブジーボとか何かいろんな物すごい高額な薬が出てきていまして、村もやっぱり例外ではなくて高度な医療を受けている方がいらっしゃいます。この部分を見ますとちょっと落ちているようには見えますが、実際は1人当たりの高い医療費はやっぱりあるというふうに考えていただければと思います。あと、被保険者数が減っている分はやっ

ぱり歳出も減るといふうに思っていただければと思ひますが。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 今の一般会計からの繰り出しについてもう一つ理由があります。今度国保の事業が間もなく県一本になります。そういうことで、普通であると、ずっと続くのであれば、いつ何とき大きな病気が蔓延して国保財政が容易でなくなるとなれば、一般会計で返してもらわないで国保の基金に積み立てておくということもできるわけであります。過去には最高2億円以上の基金があった時代もありますので。しかし、平成30年から、来年度から県一本になるとなればその会計にいっぱい残しておく必要はないという判断で、本家である一般会計が非常に窮屈なのに分家のほうにいっぱい残しておく必要はないじゃないかという、そういう判断もありますことをつけ加えておきます。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。先ほどの中東課長の答弁を要約しますと、被保険者が減っているけれども、交付金とか補助金等でカバーされたので繰入金を使う必要がなかったという理解でよろしいですか。

あと、今ほど副村長さんの県一本になるというお話で、私どもも新聞とかテレビで聞いてるんですけども、特に受給者といいますか、対象者に何か影響というようなことは今心配する必要はあるものでしょうか。済みません、簡単に結構です。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 済みません、平成30年度から国保制度が県域化になります。その説明は、もう少し資料とか国のほうからいただいて、ことしの秋ぐらいには皆様のほうに提示させていただいて説明できる段階になると思ひます。ちょっと今の段階ではそこまでの数字等をお話できる状況ではございません。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成28年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成28年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 507ページの第1款の賃金のところで、臨時雇用賃金の減額の際に臨時雇用職員から正職員に採用されたというご説明がありましたが、その採用のプロセスといたしますか、私がちょっと勉強不足だったかもしれませんが、何か募集とかそういうことはなされての採用でしょうか、お聞かせください。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中束正子君） 今まで住民福祉課では臨時の方にいろいろな医療関係のお手伝いをしていただいております。でも、今正職員がそこに配置、人事配置をしていただきまして、その臨時の方は今いませんので、正職員が配置していただいたことによってそれが不用になったということで、後期高齢とか国保とか少しづつお金を出し合ってその方に今までお手伝いをしていただいております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成28年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成28年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成28年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成28年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

日程第25、議案第22号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第26、議案第23号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長(近 良平君) 日程第25、議案第22号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び日程第26、議案第23号 過疎地域自立促進計画の変更について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第22号及び議案第23号は、昨年3月の議会で議決いただきました辺地及び過疎の計画変更であります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) 議案第22号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、これにつきましては県のほうとの協議が29年1月31日に終了しておるものでございます。

内容につきましては、はぐりまして3ページにございます整理番号10番、村道大石ダム線大石ダムトンネル修繕事業、これをこちらの計画のほうに加えさせていただいたというものでございます。以上です。

続きまして、議案第23号 過疎地域自立促進計画の変更について、これにつきましても29年2月23日に県のほうの協議を終了してございます。

これにつきましては、今後かかる事業につきまして全て網羅するというふうな形で、2ページ以降になりますが、線を引いてある部分、これについて加えさせていただいたということでございます。

それで、29年度を見越しているものにつきましては、2ページの31項11号と書いてございます県営農村地域防災減災事業小和田地区ということで、新堀の用水の改修関係をここに入れさせていただいております。それと、4ページで全国ホテル研究会事業、これにつきましてもこちらのほうに新規に計上させていただきました。それから、一番下のところで、辺地にも物せてございますけれども、こちらのほうにも大石トンネル補修工事を新規に事業としてのせてございます。それから、5ページのほうで46項と書いてございますが、こちらのほうで水道施設関係のってございますけれども、一番下の簡易水道の拡張事業、これにつきまして新規に加えさせていただいたということで、



これは新年度を予定しております。女川地区の関係だと思えます。続きまして6ページに入りまして、こちらのほう、ゆうあいとかございますけれども、新年度はむつみ荘屋根防水工事事業、こちらのほうと、あと大事業になります、その下の社会福祉センター整備事業、こちらのほうを新たに加えさせていただきました。これらについては新年度で事業を行うという予定でのせてあるものでございます。

それから、9ページにつきましては学校教育の関係でございますけれども、柔剣道場のつり天井耐震改修事業ということで、本年設計のほうをお願いしたもので、これについて実施に向けてこちらのほうにのせていただいたということでございます。あわせて、その下の下、集会施設の関係で村民会館駐車場整備事業、これにつきましても新たにのせてございます。これは福祉センターとそちらのほうの駐車場の整備をにらんでの計画をのせたというものでございます。

あわせて、10ページ一番下から11、こちらのほうにも全国ホテル研究会事業、こちらのほうを一応計上をさせていただいております。

以上が説明になります。よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第22号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 過疎地域自立促進計画の変更について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(近 良平君) お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時27分 延 会